

総務常任委員会

平成25年6月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○小林 誠	中川 靖広
嶋田 善行	小野 隆雄	坂口 徹
中西 議長		

2. 欠席委員

吉野 俊明

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	福居 哲也
税 務 課 長	加藤 恵三	同 課 長 補 佐	真弓 啓
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	山崎 善之	生涯学習課長	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、小野委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、吉野委員から欠席の通告を受けております。

では初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、嶋田委員、小野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておるとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、また次の（2）議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、以上2議案は関連する議案ですので一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、6月定例会の付託議案であります、（1）議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、（2）議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

初めに、付託議案（1）議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながらご説明をさしあげたいと存じます。議案書の3枚目に付けております要旨をご覧ください。

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み実施されている国家公務員の給与減額支給措置については、地方公務員においても速やかに国に準じた必要な措置を講ずるよう、本年1月24日に閣議決定がなされ要請が行われたところであります。

本町におきましては、平成17年度から特別職の職員等の給料の減額を行っておりますが、国家公務員の給与減額支給措置の趣旨及び一般職の職員の給与の減額等を考慮し、更に特別職の職員等の給料を減額することについて、特例を定めるものでございます。

1. 主な制定内容についてでございます。

(1) 趣旨(第1条関係)についてでございますが、給与の特例を定める趣旨を規定しております。

次に、(2) 特別職給与条例の特例(第2条関係)についてであります。

この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、特別職の職員に支給する給料月額から、給料月額に次の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずることとしております。

①町長の減額割合は、100分の13、②副町長は100分の10でございます。

次に、(3) 教育長給与条例の特例(第3条関係)についてであります。

特例期間においては、教育長に支給する給料月額について、給料月額から、給料月額に100分の8を乗じて得た額に相当する額を減ずることとしております。

次に、(4) 端数計算(第4条関係)についてでございます。

算定する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てることとしております。

続きまして、２．施行期日であります、平成２５年７月１日から施行することとしております。

以上、議案第２４号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、付託議案（２）議案第２５号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてご説明をさしあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましても、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、議案書の要旨をご覧いただきながらご説明をさせていただきます。議案書の３枚目に付けております要旨をご覧ください。

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み実施されている国家公務員の給与減額支給措置については、地方公務員においても速やかに国に準じた必要な措置を講ずるよう、本年１月２４日に閣議決定がなされ要請が行われたところであります。

その要請の内容は、主に国の給与削減支給措置による相対的な給与水準の上昇部分を引き下げるものであり、本町におきましても、この国家公務員の給与減額支給措置の趣旨並びに国家公務員との給与水準の均衡原則などを踏まえまして、本町の一般職の職員の給与を減額することについて、特例を定めるものでございます。

１．主な制定内容についてでございます。

まず、（１）趣旨（第１条関係）についてであります、給与の特例を定める趣旨を規定しております。

次に、（２）一般職給与条例の特例（第２条関係）についてであります。

①は、第１項関係でございますが、この条例の施行の日から平成２６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職の職員に支給する給料月額から、給料月額に次の区分に応じてそれぞれ

れ定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずることとしております。

職務の級ごとの支給減額率につきまして、表にお示しをしております。2級以下の職員は100分の3.9、3级以上6級以下の職員は100分の6.3、7級の職員は100分の7.8としております。

次に、②は、第2項関係でございますが、次のアからウに定める給与は、それぞれに規定する額を減ずることとしております。

まず、アでございますが、一般職給与条例第18条第1項、これは公務上の負傷等による長期休職の場合でございますが、第2条第1項に定める額を減ずることとしております。

次に、イでございますが、一般職給与条例第18条第2項又は第3項、これは公務上の負傷等を除く長期休職の場合でございますが、第2条第1項に定める額に100分の80を乗じて得た額を減ずることとしております。

最後に、ウでございますが、一般職給与条例第18条第4項、これは職員が起訴をされた場合の長期休職でございますが、第2条第1項に定める額に100分の60を乗じて得た額を減ずることとしております。

次に、③は、第3項関係でございますが、給与の減額、時間外勤務手当等の算出に必要な勤務1時間当たりの給与額は、一般職給与条例第13条の規定により算出した給与額から、給与額に当該職員に適用される支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とすることとしております。

次に、（3）斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の特例（第3条関係）についてであります。

特例期間においては、部分休業が承認された者に係る勤務1時間当たりの給与の減額は、第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の減額を準用することとしております。

次に（4）斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例（第4条関係）についてでございます。

特例期間におきましては、介護休暇が承認された者に係る勤務1時間当たりの給与の減額につきましても、第2条第3項に規定する勤務1時

間当たりの給与額の減額を準用することといたしております。

次に、（５）斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例（第５条関係）についてでございます。

特例期間におきましては、企業職員の給与の支給について第２条の規定を準用することといたしております。

次に、（６）端数計算（第６条関係）についてでございます。

算定する額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てることとしております。

最後に、（７）委任（第７条関係）についてであります。

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとしております。

続きまして、２．施行期日であります。平成２５年７月１日から施行することとしております。

以上で、議案第２５号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてのご説明させていただきます。

なにとぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員。

小野委員 初日の統括質疑で同僚議員が国の要請イコール強制だと、そのような表現されておりましたけど、私は、この要旨を見る限り、要請を受けてそれが妥当だという判断から、今、町側はこれちゃんと出してきておられるんだと、検討した結果ね。強制されているっていう感覚は、私は微塵も感じられないのですが、国からこういうことに対して要請があつて、強制されたというようなことがあるんですかね。それと、強制されているという感じでいろいろ検討された結果、これ出してこられてるのか、強制されたから出したと、ストレートにそういう具合に言えるのかどうか、その点ちょっと考え方言ってください。

委員長

乾総務部長。

総務部長

今回のこの給与の減額措置につきましては、当然国から国家公務員に準じた形で地方公共団体も行うようにということで、要請という形でできておりますので、決して強制ではございません。ですから、町といたしましては、この要請を受けて、当然こういった厳しい財政状況、あるいはこの東日本大震災に関する対処ということでございますので、やはり住民の方のご理解を得るためにも、やはり町といたしまして職員の給与あるいは特別職の職員の給与を減額措置するというところで、今回条例をあげさせていただいたということでございます。

小野委員

国から強要されているかということで提案されているんだったらね、私らも意思決定機関としてやはり取る行動が変わってくると思うんです。今、部長が答弁してくれているような、それでしたら、もちろんその総括質疑でも労使交渉も済ませてるということですので、提案されていることに対しては私はなんら意見を申し立てるつもりもありませんので、その点だけ確認させていただきました。

委員長

他にございませんか。 中川委員。

中川委員

教えていただきたいんですが、この特例という取り扱いを、なんで特例という取り扱いをされているのかということと、特例期間、来年の3月末日で特例期間が切れるねんけど、その切れた後はどのように考えておられるのかお尋ねします。

総務部長

当然、条例改正のやり方といたしましては、一部改正というやり方もございます。ただ、これは期間限定ということでございますので、7月から、施行の日からということですが、7月から一応来年の3月までの期間限定ということでございますので、条例を別に、こういった臨時特例という条例を別に定めて改正を行うと、改正じゃございません、適用するという形でございます。当然これは限定でございますので、3

月31日までということになっておりますので、期間が到来されましたら当然元に、元というか今の、現行の状況になるということでございますので、減額は戻るといふ形になります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、私のほうからも少しお尋ねしたいんですけども、今回のこの改正によって、事前の委員会でも一定、影響の数字等出していると思いますが、1人当たりの職員さんにするとどれぐらいの額になるのか教えていただけますか。 黒崎総務課長。

総務課長 今回の改正に伴いまして、1人当たり月額1万8,400円の影響がでます。減ということでございます。

委員長 1か月当たり1万8,400円ということで、その期間中にしたら結構な額になると思うんですね。先ほど委員のほうからも強制ではないよということで質疑がありましたが、やっぱり国のやり方として、交付税の段階でもうすでに減額を勝手にしてきているというやり方についても、私はこれは不当な干渉やなど、地方に対してね、というふうに感じています。いろいろ今、全国的にも、各市町村でこの改定について議論されていると思うんですが、奈良県下でも、どうも今回の給与条例の改正については委員会等で否決をされているという状況もお聞きしているんですが、今、担当課のほうで、他の市町村で、まだ本会議は終わっていないところも多いでしょうけども、委員会等でも否決をされているという状況を掴んでいたら教えていただきたいと思うんですけど。

総務課長 昨日現在の状況でございますが、三郷町と香芝市におきまして、担当常任委員会のほうで否決されたというふうに向っております。

委員長

なかなかこの給与条例の改正、否決されているというのがこれまでなかった状況で、ここにきて、他の市町村でそういう状況が生まれているということで、やっぱり今回の給与条例の改定については、いろいろ批判があるのかなというふうに私も感じています。私、表決権こそございませんが、今回、24号と25号について改定するというので、町のほうも苦しい立場があるというのは一定理解はしますが、非常にこの改定については問題があるというふうに感じているということで、意見として申し上げておきたいと思います。

他によろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、順にお諮りいたします。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第24号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号についてお諮りいたします。

本案について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第25号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

では次に、(3)議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 付託議案（3）議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正
課長 する条例につきましてご説明申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

生涯学習 本条例の一部改正につきましては、前回の委員会におきまして、ご説
課長 明申し上げましたとおりでありますので、議案書の末尾の要旨によりま
して、ご説明とさせていただきます。

すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館附属設備器具利用者の利
便性の向上を目的に、使用料の支払いにおいて回数券方式を採り入れる
ため、本条例において所要の改正を行なうものであります。

主な改正内容につきましては、トレーニング機器使用において、回数
券方式を採り入れるものであります。

なお、施行期日は、平成25年7月1日から施行いたします。

以上で議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例
についての説明とさせていただきます。

ご理解賜わりまして、原案どおりご可決いただけますよう、よろしく
お願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 異議はないんですけどね。前回の事前委員会というんですかね、この
説明受けたときに、いろいろ委員から質問が出されて、要望等もある。
具体的に言えば、なぜこのスポーツセンターの中の、これなんて言うん
かな、ジムの、ジムだけかということで、他のものも適用していくべ
きではないかという意見もあったと思うんです。それが団体競技だから
どうのこうのとかいうような答弁されていたと思いますのでね、やはり

そのことはもう少し整理して、この回数券制度も取り入れていけるような、もう他は取り入れないような言い方も最初されていたと思いますので、その点も改めてもらいたいと思うんですが、その点どうなんですかね。この付託を受けた段階でもう一度お聞きしたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 この関係等については、回数券等の関係でございますけども、委員さんから出ていた備品そのものについては、総合的に判断して1年間かけて整理をして、そういうことが可能であるのだったら努力をしてですね、やっぱり有効に中央体育館をご利用いただくということについては、ありがたい話でございますので、これから努力をしてまいりたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第26号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第28号、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。面巻企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第

課長

2号)につきましてご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

本補正予算につきましては、前回の当委員会でご説明いたしました内容と変更はございませんが、本日は補正予算書によりましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。第18款繰入金、第1項基金繰入金では、第1目財政調整基金繰入金で、自治会管理の防犯灯のLED化を支援するにあたり、自治会を対象に意向調査を実施いたしました結果、補助金に要する費用の見込額が当初予算額を上回るため、防犯灯設置補助金を増額補正してまいりたいことから、その財源として財政調整基金5,230万円の取崩しをお願いするものであります。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

第2款総務費、第1項総務管理費では、第10目防犯対策費で、歳入で申し上げたとおり、防犯灯設置補助金について増額補正してまいりたいことから、第19節負担金補助及び交付金で5,230万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第2項児童福祉費では、第2目保育園費で、町立あわ保育園において、送迎時の園児及び地元住民の安全等を図るため、園児送迎用駐車場を整備してまいりたいことから、第11節需用費、第13節委託料、第14節使用料及び賃借料、第15節工事請負費、あわせて687万9千円の増額補正をお願いするものであります。

7ページにお移りいただきますでしょうか。最後に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源として、687万9千円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。
予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政課長 以上で、議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 前回ははっきりわからなかったんですけど、今回こうして上程してもらって、今、歳出の6ページ見ててちょっと疑問に思ったんですがね、保育園費の件ですが、その説明の中に、委託料として登記業務等委託料新と書かれて65万上げておられるんですがね。今回、駐車場の整備に関して、その下にもあるように、土地借地料という形で、登記ということは所有権移転とか何かいろいろなことが起きてくることだと思うんですが、借地するにつけてそういう登記が必要なのかなと、ちょっと素朴な疑問を持ったんですが、その点はどうなんですかね。

委員長 面卷企画財政課長。

企画財政課長 今回の登記委託料の件なんですけれども、これにつきましては、里道の明示等がありますので、それに関係する分と、筆界確認及び分筆登記ということで65万円を計上させていただいているところでございます。

小野委員 分筆とか、それが所有している土地なんですかね。1筆全部借りるとい、う、そうじゃなかったんですかね。わかりました、もう結構です。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 この補正予算に反対するものではないんですけれども、LEDの付け替えに関してですね、当初予算を大幅に変えるというふうな予算執行なんですけれども、自治会の意向を調査した結果このようになったと。本来なら当初予算の前に自治会の意向を調査して、当初予算に反映させるものであろうと思います。今ないものを新たにつけて、町民の安全を図るということであれば、補正予算を組んで大幅に変えるということもいいのではないかなと思いますけれども、今ある、明かりが付いている、その外灯をLEDに替えるだけに、なんでこんな大幅な補正予算を組まんのかと、これ、素朴な疑問で思っております。そこら辺当初予算の時にどのように考えておられたのか、お伺いしたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、当初予算でございます。予算委員会の中でもいろいろご意見がございました。これでいけるんかという意見がございました。確かに町としたしましては、概ね2千万程度ということで予算計上させていただきました。ただ、自治会のほうでいろいろ節電に、電気代の節電等々に関しまして、関心があればその切り替えが増えてくるであろうということで、増えてきたら当然補正予算させていただくけれども、当初予算はこれをお願いしたいということで、お願いをさせていただきました。

言われるとおり、当初からすべて、全額やっただいいんですけれども、ただ、今、言われておりますように、やっぱり早くされたところはそれだけ電気代も安くなりますし、今、いろいろ電気についても太陽光発電等々で節電しようという意識が非常に高まっておる中で、こういう具合に非常にほとんどの自治会から上がってきたと考えておりますので、それについては、こちらが思った以上に多かったということでご理解いただきたいと思っておりますし、今後におきましても、当然注意してやっていきたいと考えております。

嶋田委員 理解はしているんですよ。理解はしているんですけれども、本来なら

当初予算の前に自治会の意向を調査して、当初予算に反映させるべきであらうと、このように申し上げているわけなんです。

副町長　　そう言われればそのとおりでございます。十分今後気をつけて執行してまいりたいと考えております。

委員長　　小野委員。

小野委員　　私もそれは言いたかったんです、はっきり。だけどまあ平成25年ということで関して、私はいいんかなということで思っ取るんですがね。その意味をね。だから、私は臨時議会での補正、これはなんやねんと、違うやろうということで、今出すん違うやろうということを盛んに言ったと思うんです。そのことで、補助要綱にのっとしてやはり町はせないかんという、私あの時、だいぶくどくど言ったんです。だけどまた出しておられるから、あきれているんですよ、はっきり言って。今、副町長、LED化することによって自治会の電気代が節約できるということでね、それを進めるために電気代、全国的に電気の使用量どうのこうのということありますけどね。それをするために今、なぜ補正まで組んで自治会に替えられますよと。だから今、この前99%ですよ、自治会から申請が上がってきているところは。そういう総括審議の時にあって、残っているところはどういう理由やねんということで聞いておられたと思うんです。だけど私ところの自治会でも、3、4年前いろいろ議論して、アンケート調査もして、当時の役員さんらがいろんな裏付けというんですか、財源的なことも皆精査して、それこそ電気料がこれに変えたらこれぐらいで安くなります、明るさはこれぐらいになりますということで、アンケート調査した結果、ゴーサインを出して、それで申請して付け替えていると。だから、錦ヶ丘の役員さんらでも、あのあれしたのはもったいないなということも思っはりますよ。だけど町が、そういうことを前もってLED化を進めてきて、それから申請が上がってきたところだけを当初予算で組んでいく。もうね、このごろばらばらですもん、なぜですの、こんなことやってるの、予算組んでるの。思いつきで補正出

したらええわと。私はだからちょっといやみをつけてこの前の建水でも言ったんですよ。安全のために道路を整備することに対して補正出してくれはったらいくらでもしますよと、いくらでもオーケー出しますよと、この前の建水の委員会でも言ってましたよ。道路の管理について、金があるんだったらなんぼでも出してくださいと。当初言わなかったも、それは問題があったからですよ。今、同僚委員が言うのは当たり前なんですよ。防犯灯がない、そこへ新しくつけやんな危ない、いうことだったら、今の時期に補正ってしてくれはったらよろしいですよ。付いとるんですよ。まあ反対する気はないんですよ。だけど、もっと反省というか、なんでこうして議会がいろいろ言うんかと、そのほんまの意味を考えてください。そして実行してください。でないと議会なんていらないうんですよ。

副町長

まず、町でも議論しておったわけです。例えば早い者順になった時に、例えば他の議員さんから、ここは後からなって、なんで1年間待たなあかん、必ずこういう議論になってまいります。当初予算の時に、全部予算計上しようと思ったら可能だったわけですね。基金取り崩して、財源的にはやっぱりないから。ただ、その時に一番心配したのは、例えば全額やった時に、そしたら半分、仮に予定していたより少なかったら、これまたどっちみち監査でも議会でも、そしたらもうそんな甘い予算組んでるとかまた言われるから、そしたらこんだけさせていただいて、補正させていただきますと答弁させていただいておったわけなんです。例えばこれを補正してなかった、いや、予算の範囲内といった時に、他の議員さんすべて、これはしゃあないと理解していただいたらいいですけども、とても各自治会から上がってきた時には、自治会の説明にはやっぱり耐えられないと思うんですね。やはりその時には、せつかく地域で、今日本全国で節電しよう、電気が足りないと、原発が動かないと言ってる時に、これで協力しようと思っておられるんですから、悪いですけども、補正予算を上げさせていただいたということで、非常にご理解をいただきたいと思います。

小野委員 副町長、残念やわ。副町長がそんな考えで物事を言うというのは、残念。残念。企画財政課長もしてて、そして今まで副町長もやってきているねん。そういうのは、そしたら補助規程いらないでしょ。補助規程いらぬですやんか。なんでね、補助規程にのっとって予算を組んでいるんですよ。その時の、LED化に替えますということを申請が上がってきていたら、それこそ、だから私も言っているんですよ。その時の予算の範囲内で組んだらいいんです。そしたら、それを緊急性というんですよ。その以後に自治会からLED化しますから補助金つけてください、そしたらその分については、ここ出してくださって、予算、全部組めとは一切言ってません。

副町長 そういう議論ではなくて、例えば集会所の補助金を変更させていただきました、以前に。これは例えば10月までに集会所補助申請しなさいとなっておりますけども、いろんな修繕等、備品のことで充実してほしいという自治会からの意見もあって、議会からも意見がありまして、町のほうでは集会所補助要綱を変えさせていただきました。この時についても、各自治会の説明で、10月になっておりますけども、補助規程を変えましたので、再度募集をかけさせていただきますというご理解をいただいた、で、きておりますので、今回もLEDするについて、補助要綱も変えてきました、単価は上げてきました。それについては、その期間が過ぎておりますんで、これについては後から申請をしていただいて、補正でさせていただきますということできておりますんで、変更しておりますんで、そこらをご理解をいただきたいと思います。

小野議員 ということは、この99%が皆、その補助規程にのっとって、今、上がってきていると、そういうことなんですか。

副町長 はい、上がってきている分です。

小野委員 そういう要望が自治会から上がってきて、期間的に皆替えようと。全部替えられますわね。しかも今までやったら補助規程も、率も、これ全

部、全額負担してくれますねやろ。今までやったら何分の1かということじゃなかったんですかね。それを全額にしてあるねんからね、そういうことをやってくるということがね、自体がね、私は町全体のことを考えながら執行しておられるというふうに思われたいんですよ。何か特別な理由があってやっておられるようにしかもう受け取れないですよ。そういう具合に補正予算をむやみにやってもらいたくはない。もうちょっと毅然と行政を進めてもらいたい。その時、その時のことで、改正したり、そしてそのことで、今まである規程、あの問題も私はまだ議論しようと思っているんですよ。5月の臨時議会出してきた、私設消防のことについても議論しようということになっているんですよ。何も今あがっていないんです。それからその要綱に合う、町長が特別認めた場合ということがあいまいやということで、答弁いただいているし、私も指摘してます。それやったら町長の采配で全部やっていけるんかということになります。そしたら議会と執行部との間のバランスがどうなるんですか。そこらはやっぱり私は反省してもらいたいし、今後そういうことに十分気をつけてもらいたい。そのように思いますけど。もう結構です。

委員長

いろいろ委員からも、今回のLEDへの切り替えについては、予算編成と執行について、今後そのあり方についてですね、再度検討して、今回については、当初予算の時にも一応、今後住民の意向を聞いて補正予算を組むというような形での対応も、当初から説明は受けていました。やはりこのLED化については、早く対応するほど電気料金が安くなっていくということでの判断で執行されておられますが、委員さんからあった意見についても、今後町のほうで十分に考慮していただいて、なおかつ、総括質疑や前回の委員会でも委員から国、県等の補助はないのかということの指摘もありましたので、これまで町のほうでも、国のほうで交付金や補助金等活用できるものは十分に活用していただいて予算編成していただいていると思いますので、今後その点についても、事前にきちっと調査していただいているかと思いますが、その点についても予算編成等でしっかり反映していけるように、また十分な検討をしていただきたいというふうに思いますので、これを委員会としてお願い

をしておきたいと思えます。

他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長

そうしましたら、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第28号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、また次の(6)議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、また次の(7)議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上3議案は関連する議案ですので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案(5)議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、付託議案(6)議案第33号 奈良県広域消防設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、付託議案(7)議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、関連がございますので一括してご説明をさしあげます。

議案書のご説明の前に、現在の奈良県消防広域化の状況についてご報告をさせていただきます。

前回の総務常任委員会におきまして、今後の広域化協議会のスケジュール等についてご報告をいたしておりますが、奈良県消防広域化協議会では、平成25年6月6日に第11回協議会総会が開催され、奈良県広域消防組合同規約案及び奈良県広域消防組合設立に伴う協定書案について、

37すべての市町村の実質合意が得られ、37市町村では、6月議会に規約等必要な議案を上程させていただき、本年12月の新組合設立を目指すこととなりました。

なお、議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議については37市町村の統一の議案様式で、そしてまた、議案第33号 奈良県広域消防設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について及び議案第34号 西和消防組合解散に伴う財産処分に関する協議につきましましては、西和消防組合を構成する7町統一の議案とさせていただいております。

また、本町の奈良県広域消防組合規約等の6月議会への議案の上程についてであります。組合規約の協議会総会の37市町村すべての実質合意が、先ほど申し上げましたように6月6日（木）となりましたことから、本町におきましては、実質合意後の6月7日に本会議のほうに追加上程させていただいております。

次に、経常経費について、お配りをいたしております資料の1によりましてご説明をさしあげたいというふうに考えております。

恐れ入りますが、資料の1をご覧くださいませようお願いいたします。

当該資料につきましては、広域消防設立準備室からいただいた資料でございますが、西和消防管内の7町における、平成33年度の現行体制と広域化体制の経常的経費負担についてお示ししております。平成24年度消防費基準財政需要額比率により西和7町各町の負担額の比較がされており、西和消防全体では、平成33年度現行体制では、12億8,866万1千円、平成33年度広域体制では、12億4,201万8千円で、4,664万3千円の負担金の減額が見込まれ、そしてまた、斑鳩町におきましては、平成33年度現行体制は、2億4,175万1千円、平成33年度広域化体制では、2億3,300万1千円で、875万円の負担金の減額が見込まれるというふうにされております。

それでは、議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

議案書 2 枚目の奈良県広域消防組合の設立に関する協議書をご覧ください。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により、奈良県知事の許可の日から大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の消防事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、奈良県広域消防組合を設立する。

この協議書の協議の日は現在空白となっておりますが、37 市町村すべての議会におきまして議決後、37 市町村長による調印の日が入ることというふうになっております。スケジュールでは、8 月に調印が予定がされております。

奈良市、生駒市を除く奈良県内の 37 の市町村が、消防の事務を処理する一部事務組合を設立することについて、構成する 37 の市町村と協議の上、規約を定めることについて、議会の議決を求めるというものでございます。

本議案につきましては、前回の総務常任委員会で、各課報告事項としてご報告さしあげておりますが、追加上程をさせていただいておりますことから、改めましてご説明をさしあげたいというふうに考えております。

それでは、議案書を 1 枚めくっていただきまして、3 枚目の奈良県広域消防組合規約をご覧ください。

これが、新組合の規約案となっております。第 1 章総則、第 1 条が組合の名称で、奈良県広域消防組合とされております。

第 2 条、組合を組織する市町村は、ここで掲げられております 37 市町村であります。

第3条、共同処理する事務は、組合市町村の消防に関する事務、なお、消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務は除くとされております。

第4条、事務所の位置は、橿原市慈明寺町149番地の3、現在の中和広域消防組合本部であります。

続きまして、第2章、組合の議会、第5条、議会の組織についてであります。組合の議会の議員定数は25名とし、別表第1の区分の現11消防本部ごとに定数を定め、市町村長又は議員から選出していただくこととなっております。

恐れ入りますが、資料を3枚ほどめくっていただきまして、別表第1をご覧くださいませようお願いします。それぞれの区分の消防本部からの議員の数、区分を構成する市町村が示されております。西和消防からの議員の数は、4人というふうになっております。

なお、別表第1の11の消防本部の区分のそれぞれの議員数の選出方法につきましては、昨年12月の協議会総会において承認がされております。奈良県広域消防運営計画において定められており、組合市町村の長及び議会議員より選出し、同一市町村の長または議会議員が交替で組合議員となり、管轄人口10万人以上かつ構成市町村数5以上の本部（山辺広域消防、西和消防、中和広域消防）からは毎年4名を選出する。単独市消防本部（桜井市、大和郡山市、葛城市）から毎年1名を選出する。それ以外の消防本部（五条、宇陀、吉野、中吉野、香芝・広陵）から毎年2名を選出することというふうにされております。

恐れ入りますが第6条に戻っていただきまして、第6条は、議員の任期についてであります。任期は1年、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とされております。

次のページでございますが、第7条は、議長及び副議長についてあります。議長及び副議長は、組合議員から各1名を選挙、任期は組合議員の任期とされております。

続きまして、第3章、組合の執行機関、第8条、執行機関の組織についてあります。組合に管理者1名、副管理者2名を置く。ただし、副管理者については、組合条例でその定数を増加することができる。第

3項で、管理者は、組合市町村の長の互選により定めることとされております。また、第4項で、副管理者2名は、管理者の属する市町村以外の長の互選というふうにされております。

第9条は、会計管理者についてであります。組合に会計管理者を置く。会計管理者は、第12条第1項に定める職員の中から、管理者が命ぜるとされております。

第10条、管理者等の任期についてであります。管理者及び副管理者の任期は、組合市町村の長として在任する期間とされております。

第11条、監査委員についてであります。定数は2名、組合議員1名、有権者1名、組合条例により増員できるというふうにされております。

第12条、職員であります。消防吏員及びその他の職員を置くこととし、職員の定数は組合の条例で定めることとされております。

第13条は、運営協議会についてであります。組合事務の重要な事項を審議するため設置されます。運営協議会の委員は、先ほどの別表第1の区分ごとにそれぞれ同表に定める当該区分を構成する市町村の長の代表者1名をもって充てる。現消防本部を構成する市町村長の代表者で構成することとされております。

第14条は、顧問を置くことができるとされております。

続きまして、第4章、経費、第15条、経費の支弁方法についてであります。組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもって充てることとされております。組合の歳入についての規定がございます。

第16条、経費の負担についてであります。組合の経費の内、人件費（退職手当に係る経費を除く。）については、別表第2の区分により当該区分に属する消防署の職員の配置人数に応じて、組合が算定した割合により当該区分を構成する市町村が負担する。

恐れ入りますが、議案書を2枚ほどめくっていただきまして、別表第2をご覧ください。別表第2は、区分の最後に「野迫川村」が追加され、12の区分とされております。第16条の費用負担につきましても、野迫川村は単独の区分とするものであります。続きまして第16条の費用

負担につきまして、野迫川村は単独の区分とするものであります。

第16条の第2項のほうに戻っていただきまして、恐れ入ります、人件費以外の経費（退職手当に係る経費を含む。）については、組合市町村の協議により負担割合を別に定めるものとする。第3項では、別表第2の各区分を構成する市町村の負担割合は、各区分ごとに当該区分を構成する市町村が協議して定めることとされております。

第16条では、全体統合後の組合の経費は、配置職員数割により負担、ただし、組合市町村の協議により別の負担割合を定めることができる旨規定されております。

続きまして、附則についてであります。第1項、施行期日につきましては、この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

第2項、事務の承継では、新組合は、現消防組合の事務を承継する旨定められております。

第3項は、経過措置として、奈良県広域消防運営計画に定める全体統合後までは、組合の経費については、組合市町村の負担は、附則別表のとおりとし、第4項で、特に必要と認められる場合は、組合市町村の協議により定めると規定されております。

次のページ、附則別表をご覧ください。これは、全体統合までの間の経費負担の負担方法を表にまとめられているものでございます。

組合経費として1つ目に消防本部の経費、（1）として消防本部の人件費、（2）消防本部の職員に係る被服費は消防署所属負担、これまで、自賄いと説明されているものでございます。（3）普通建設事業費のうち、庁舎建設、大規模改修及び車両購入に関するものについては、組合市町村の協議による負担、（4）それ以外のものについては、基準財政需要額で負担するとされております。

2つ目に消防署等の経費は、消防署所属負担（自賄い）、3つ目に公債費（組合設立前に借り入れたものに限る）は、消防署所属負担（自賄い）、4つ目に1から3までに掲げるもの以外の経費は、基準財政需要額割負担というように整理がされております。

次のページの規約別表第1をご覧ください。この別表第1によりまして、先ほどご説明いたしました規約第5条の組合議員の選出方法、規約

第13条の運営協議会の委員の選出方法について、また、その下の別表第2によりまして、規約第16条の経費の負担について、各区分の市町村で協定していくこととなります。西和消防組合におきましても、組合を構成する西和7町において、組合議員の選出方法、運営協議会の委員の選出方法及び経費の負担について、今後、協定していくということとなります。

続きまして、右肩のほうに資料と表示しております、奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書（案）について、ご説明をさしあげます。

この協定書は、先ほどご説明させていただきました議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について別に定める奈良県広域消防組規約案の議決をいただくにあたり、当該規約案に定める経費以外の経費負担、全体統合後の経費の負担並びに消防署の管轄及び活動区域について、必要な事項を定め、規約案とは別に37市町村長の調印を行うものでございます。

第1条は、規約に定める経費以外の経費負担について定められております。

第1号、初期経費として、ア、組合設立時における本庁舎の改修経費及び財務・人事給与システム等構築費については、基準財政需要額割とする。イ、消防本部の下水道切替については、現在の中和広域消防組合構成市町村が橿原消防署に係る部分について一定額を負担し、それ以外の部分については他の組合市町村による基準財政需要額割とする。

第2号、消防情報通信指令システムとして、ア、消防救急デジタル無線整備に係る経費及び運営管理費（平成28年度運用開始分）については、単独事業費割とする。イ、高機能消防指令センター設備整備に係る経費及び運営管理費（平成28年度運用開始分）については、基準財政需要額割とする。

第2条は、全体統合後の経費負担について定められております。規約第16条の規定は、区分を構成する市町村ごとの経費負担割合を定めたものではなく、区分ごとの経費負担を定めたものでございます。

第2項、現行消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲する。

第3項、消防署の新規の施設整備については、自賄い方式を基本とす

る。

第4項、現行消防本部に拠らない按分方式についても、検討を行うものとする。

第5項、規約別表第2の各区分ごとの負担金については、広域化を行わず現行体制を維持した場合に比べ増加が生じることのないようにするものとする。

第6項、前各項の規定を踏まえ、全体統合後の経費の負担は、規約別表第2の区分を構成する市町村が、同表の区分ごとに当該区分に属する消防署の職員の配置人数に応じて組合が算定した割合（以下「配置職員数割」という。）及び同表の区分ごとに当該区分を構成する市町村が負担する方式（以下「消防署所属負担」という。）並びに組合市町村の地方交付税（普通交付税）の算定の基礎となった消防費に係る基準財政需要額（予算の属する会計年度の前年度の基準財政需要額によるものとする。）の比率により按分する方式（以下「基準財政需要額割負担」という。）とし、これらにより難いと認められる場合にあっては、組合市町村の協議により定めるものとする。これらの場合における経費の区分及び負担方法は別表（協定書の別表）を参考指針として協議するものとする。

次に、第3条、消防署の管轄及び活動区域について定められております。

第3条、組合設立前の消防署の管轄及び活動区域を超えての出動については、一次出動する側の万全な救急体制の確保をはじめとする消防力の低下をきたさない体制を、平成28年度に通信指令業務が統合されるまでの、できるだけ早い時期に組合市町村において定めるものとする。

第2項、前項に係る経費については、前条の規定にかかわらず一次出動する側の持ち出しにならないよう、人件費、施設整備費その他必要な経費の負担のあり方を組合市町村において定めるものとする。

次に、第4条は、組合の職員の定数及び配置について定められております。第4条、組合の職員の定数及び配置については、組合市町村及び現行消防本部間で十分協議の上、総会等で公正な過程を経て決定するものとする。

次に、第5条は、組合の議会の組織について定められております。第5条、組合の議会の組織及び議員の定数は、今後の状況を踏まえ、適宜見直しを行い、適正化を図るものとする。

次に、第6条では協定書の保管（37市町村長が記名押印の上保管をいたします。）について定められております。

協定書別表のご説明については、省略をさせていただきます。

続きまして、付託議案の（6）議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議についてご説明をさしあげます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合の解散に関する協議について、構成市町村である西和7町と協議の上定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を1枚めくっていただきまして、奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議書をご覧ください。

奈良県知事の許可の日から西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴う、西和消防組合の解散に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

奈良県広域消防組合設立の日の前日をもって西和消防組合は、解散する。

西和消防組合を構成する西和7町の町長の記名押印とされております。また、調印の日は、奈良県広域消防組合設立に合わせることから、空欄というふうにされております。

なお、先ほどもご説明をさせていただきましたが、この解散に関する協議書につきましては、西和消防組合を構成する西和7町での共通の議案様式とさせていただきます。

次に、付託議案（7）議案第34号 西和消防組合の解散に伴う財産

処分に関する協議についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに関し、西和消防組合の解散に伴う財産処分について、構成市町村と協議のうえ定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の次のページをご覧ください。

西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議書についてでございます。

奈良県知事の許可の日から西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに関し、西和消防組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、次のとおり定めるものとする。

第1条は目的について定められております。

この協議書は、西和消防組合（以下「組合」という。）が解散することに伴い、組合の財産の処分について平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、河合町及び王寺町（以下「組合町」という。）と必要な事項を定めることを目的とする。

第2条は、組合の財産に関し定められております。

この協議書において対象とする組合の財産は、次に定めるとおりとする。(1)基金、(2)建物、(3)消防車両等、(4)債務、(5)前各号に掲げるものを除くすべての財産、となっております。

第3条は、処分の方法について定められております。

組合は、前条第1号に規定する財産については組合町に帰属し、第2号から第5号に規定する財産については、奈良県知事の許可の日に設立する奈良県広域消防組合に帰属するものとする。

第4条は、処分年月日について定められております。

組合が解散することに伴う財産の処分の日は、奈良県広域消防組合設立の日の前日とする。

第5条はその他について定められており、この協議書に定める事項について疑義が生じた場合は、解散前の組合町の長がその都度協議するものとする。

この協議書の成立を証するため本書7通を作成し、各自1通を保有する。

先ほどご説明させていただきました、議案第33号 奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議についてと同じく、西和消防組合を組織する西和7町の町長の記名押印とされており。また、調印の日は、奈良県広域消防組合設立及び西和消防組合の解散に合わせることから、空欄というふうにされており。

なお、先ほどもご説明させていただきましたが、この財産処分に関する協議書につきましても、西和消防組合を構成する西和7町での共通の議案様式とさせていただきます。

次のページに西和消防組合の財産に関する調書が添付をされておりますので、ご覧下さいますようお願いいたします。

初めに、1、基金についてであります。平成25年3月31日現在の基金総額は、約5億7,600万円となっておりますが、本年6月議会上程日現在、組合解散前日の基金総額が確定していないために、1、基金の総額を、組合の解散の日の前日における基金の総額とし、西和7町への按分は、昭和52年西和消防組合発足から平成25年度までの分担金総額に対する各町の分担金率を按分率とされており。

ここで、当該各町の按分率についてでございますが、前回の総務常任委員会におきましては、昭和52年西和消防組合発足から平成25年度まで(37年間)の各町分担金率の平均を按分した数値でお示しをすることとされておりましたが、平成10年に西和7町に一部返金を行っているということもあり、西和消防組合全体の分担金総額に対する各町のこれまでの分担金総額で按分することとされたため、各7町の按分率が変更されております。前回の総務常任委員会でご報告させていただいておりました各町の按分率に変更がございます。西和消防組合において調整をしていただいております調書ではございますが、委員の皆様にはお詫び申し上げます。

次に、2、建物についてであります。西和消防が所有しております建物をお示ししております。

なお、当該調書にはございませんが、土地につきましては、すべて借地であり、西和消防東分署の隣にあります訓練塔のみ賃貸借、その他は使用貸借となっております。

次に、3、消防車両等についてであります。西和消防が所有いたしております消防車両等についてお示しをしております。

区分の消防車両は、消防ポンプ車、化学消防ポンプ車、はしご車などであります。また、救急車両は、救急車、上記以外の緊急車両は、救助工作車、資機材搬送車、指令車などがございます。その他の車両として、人員搬送車、事務連絡車などがございます。合計28台、所有をいたしております。

次に、4、債務についてであります。地方債の未償還の元利償還にかかる債務を掲げております。

はじめに、本部・本署庁舎増築工事につきましては、起債年度は、平成7年度、貸付金額1億7千万円、利率は、年3.400%、貸付期間は、3年据置、22年償還、完済期限は、平成33年3月31日、償還賦金551万8,398円というふうになっております。

次に、消防救急デジタル無線整備実施設計業務委託事業、消防救急デジタル無線整備事業（共通波経費）、消防救急デジタル無線整備事業（活動波経費）についてであります。これら3つの事業につきましては、今回の奈良県消防広域化に伴い、広域化と一体で広域化事務局において、一括して進められている事業であり、広域化に参加する場合、起債の2分の1を県から補助されるものでございます。

はじめに消防救急デジタル無線整備実施設計業務委託事業についてであります。

起債許可年度は、平成23年度、借入金額290万円、資金の用途は、緊急防災・減債事業、固定金利方式で2年据置、その後8年償還、平成25年3月28日借入となっております。

次に、消防救急デジタル無線整備事業（共通波経費）についてであります。緊急消防援助隊に係る全国共通波整備事業として、補助事業債

を活用し、補助対象事業費の西和消防組合負担金として、2,360万円、緊急消防援助隊補助金2分の1で、一般補助施設整備事業債1,180万円、内交付税算入50%、県補助25%で実質負担額は295万円となっております。なお、事業費は、入札後の確定となるということでございます。

次に、消防救急デジタル無線整備事業（活動波経費）についてでございますが、緊急消防援助隊に係る共通波整備事業以外の事業として防災対策事業債を活用し、西和消防組合負担金として、460万円、交付税算入45%、県補助27.5%で実質負担額126万5千円となっております。なお、当該事業につきましても、事業費は入札後の確定ということでございます。

以上で、付託議案（5）議案第32号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、付託議案（6）議案第33号 奈良県広域消防設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について、付託議案（7）議案第34号 西和消防組合解散に伴う財産処分に関する協議についてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ここで、10時35分まで休憩いたします。

（ 午前10時19分 休憩 ）

（ 午前10時35分 再開 ）

委員長 それでは、再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 先日ですか、香芝市議会の委員会で、この参加については否決されたと聞き及んでおりますが、本会議ではどうなるかまだ未定ということで、広陵のほうの動向が把握しておられるのなら、ちょっとお聞きしたいとは思いますが。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 広陵町におきましては、6月議会を7月のほうに延ばされておりました、まだ委員会のほうですね、開催をされてないというふうに伺っております。

嶋田委員 私個人としては、この、1つの県で1つの消防というのは、ちょっと無理があるのではないかなど。それぞれの地域によって特性がある。奈良県で言えば山間部、そして中間部、奈良、生駒のような都市部と、そのような感じで分けて、3つぐらいの広域化が一番いいのではないかなどと思っております。

それは私の意見なんですけれども、1つお聞きしたいのは、例えば、香芝市、広陵町がこの広域化抜けられるとしますね、例えばですよ、王寺町、畠田あたり、また、河合町、佐味田あたり、救急車の要請があった、本庁で出払っている、また、河合のほうであれば支所が出払っていると、こういう場合に広域化であれば、香芝市、広陵町からすぐに来てもらえるということも考えられますが、香芝市、広陵町が抜けられた場合、そういうことはちょっと望めない状態になろうかと思いますが、そういうことをこの前の勉強会で議員さんが質問された時には、まあ心配ないんやというふうな答えが返って来てましたが、これ、心配ないんですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 今、委員のほうから、もし仮にという話の中で質問をされているわけなんですけれども、当然、現場到着時間短縮ということが1つのメリット、大きいスケールメリットとしてあげられておりますので、当然もし仮にそういうことになりましたと、その分についてはそのメリットはないというふうに思っておりますけれども、ただ、最終的にどうなっていくのか分かりませんが、広域協においても、もし否決された場合は、広

域協のほうからもう一度説明に行かれて、もう1度可決していただけるように努力するというので伺っておりますので、今のところどうなっていくのかわかりませんが、ご質問の中では、そういうメリットが1つ少なくなっていくのではないかと考えております。

嶋田委員 本来なら香芝市、広陵町の動向がわかってから審議していてもいいのではないかなと私自身は思っておりますけれども、継続をうつと、継続審査にするということも1つの方法ではないかなと思っております。しかし、いや、どうしてもこの委員会で決めるんやということであれば、私のほうは37市町全部が出揃ったと、参加するという前提でもって判断していきたいなと思っております。

委員長 中川委員。

中川委員 西和消防組合というのは、7町で運営してますやんか。その7町の中で、例えば1町、斑鳩町だけ否決した場合ってね、この組合はどないなりますの。

委員長 池田副町長。

副町長 これにつきましては、7町すべて入ることができないということになってまいります。というのは、同一議案で西和組合の解散が出ております、解散ができないということになっておりますので、今現時点では入ることはできない。そうやってきた時に、他の6町が仮に賛成したら、この6町は一定の、そこの話し合いされますけども、どうするかということは、話し合いされると思います。というのは、他の6町は賛成している、ところがある町は反対となった時には、西和は解散できない。解散できないわ、かといってこっちの6町は賛成しているわ、こっちの住民も賛成している、人口的に言ったらね、やっておられると、こちらの方はそちらを抜いた後賛成されたと、そこのすりあわせがありますんで、話し合いをされると思いますけども、今、現時点では解散できないので、

他も一緒にずるずると参加できないということになります。

委員長 小野委員。

小野委員 先ほどの嶋田委員の質問で、香芝市、広陵というのは動向がいろいろされてますので、私も興味持って、この前の説明会でも質問させてもらってます。というのは、新聞報道なんかでは、いろんなあれでは、組合自体、組合議会では参加しないという決議をされている。だけど、市長、町長がどういうことでその6月6日に参加するという意思表示されたのかというのを聞きました。その時に、準備室ですか、準備室の室長ですかね、あの方が、その中の吉田市長の言葉、思いを述べておられたんです。やっぱり首長としては、住民のために広域化にやっぱり進めていくべきだということで、議会の意見を聞くということで進めておられます。だから、やはりこの前の、議長いたらちょっと褒めたろうと思ってんけども、おらへんからどうでもいいけどね。やはり、議長が準備室の方に、付託した後でこの審議、総務委員会の前に来てもらって、いつでしたかね、このあいだ全協という形でしてもらおうと、これはもうものすごいタイムリーに説明してもらったから、私はもうあの説明を聞いて、もうはっきりと、やはり私ら議員は住民のためのこと、職員のために反対するとか、なんかそういうのではなくて、住民全体の安心と安全を保つためにはどうするんやということを感じましたね。

それで、先ほど同僚委員は、3つぐらいでええん違うかな、ちょっと大きすぎるでとかいう、そういう意見もそりゃ確かにあると思うんです。だけど、あの時の、消防職員からのその準備委員会に入っておられる方、現場の方ですね、救助の時に命令系統がそうして今みたいに分かれてたら、やはり榛原で同じ釜の飯を食った署員が動けなくなる。だから、そら3つぐらいでしたほうがいいということは、また同じことなんです。やっぱり奈良県は1つやという考えでね。生駒と奈良がこれはもう参加しないという、どういう状況かわからへんけどもやっている。だけど、やはりその残ったもので全体でやろうと、1つやという考え方、これがやはり消防の強化というものに対しては、絶対必要条件だと私は思って

ます。一応、国が指示した30万程度ということから言えば、そら大きすぎるんじゃないかと。大きくすれば大きくするほど、私はスケールメリットが働くし、今のデジタル化についてもはっきりしたものが出てくる。

きょう資料としていただいている、もうものすごく近視眼的にどうか、細かく見て、斑鳩町は儲かるのか儲からへんのか、このことで、単純にそんな計算をしても、これ、下がっていくんですね。それで、西和消防組合でも負担金が下がっていくんです。そして、消防の能力が上がってくる。こういう企画に対して、私は反対する理由はないと思うんです。

先ほどもちょっと言ったけど、香芝とそれらの流れとか、それらを見てからというのは、私は斑鳩町の議員としては、斑鳩町とか、このあたりがどういけばいいのか、他がどうなるんやということを考慮して判断するのは、私はあまりよくないんじゃないかなと思います。その点、私も今の西和組合、斑鳩町が所属している西和組合の中の動きというものは、ほとんどと言うか、はちはちわかってます。6町すべてもちろん参加していく、そういう動きをしていただいています。いろいろなところで情報を集めたらそういう形になってます。西和組合の段階でもそういうことですし、やはり香芝、今この協定書を全員出している市町村は、私は全員丸だしてくるんだと、そのように思ってます。

それで、ちょっと1つ、今の総務部長の答弁で気になるんですけどね、先ほどの同僚議員が、もし、委員会で否決されていたら本会議でどうやと、本会議でもし否決された場合に、準備委員会ですわな、そこから可決してもらうようにまた説明に行きますということなんですがね。一旦議会が判断したら、それをまたどういう形をとれるんやろなと思って。もうそれで一回意思決定がされたと。というのは、吉田市長がこれに参加するという時に話しておられたことと議会とが違うことをやってくるんだと。それでもう1回また説明にその議会とかが行って、またこれを可決するように説明して、議案にあげるということは、これは私は議会運営としてできないん違うかなと思うんやけどね。何か説明に行っても私はだめだと思いますし、議会、その意思決定機関が、残念ながらここに

は参加しない、住民のためによくないという判断をされたんだったら、もうそこは、この協定というか、ここから削除した形でしか進められないんじゃないかなと、そのように思うんですが、これを他のが上がってきた段階とか、そこをもう一度再議してくださいというふうに市長に出されないんやと思うんやけど、その点どうなんですかね、出せるんですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 今、私が申し上げたのは、広域協議会のほうが、そういうことで否決になれば、もし否決であれば、そういうことでもう一度説明に行かせていただくということで説明を受けておりますので、その辺の反対されている理由をもう1度詳しくと言いますか、再度その辺を詰められるというふうに、私はそういうふうに思っておりますので、もう1度説明に行って、議決していただけるように努力するという形で私のほうは聞いております。

委員長 小城町長。

町長 いずれにいたしましても、もう議会で否決をされますと、おそらく香芝広域消防組合は外して、おそらく県はやっていくと思います。ほなまた再度かけてもとてもできませんし、これはもう事情を言いますと、市長選挙で1つのしこりがあります。市長選挙されたときに、生駒の山下市長が応援に、現在の吉田市長のところに応援に来られた。その時に、生駒はもう広域から外れますというて言っている、その吉田さんが当選をされましたから、今度、川田さんという相手方の候補者が市会議員に出られておられますから、その言ったことと、また現実応援してもらった人の考え方と全然違うやないかと、だけど、現吉田市長さんは推進しますと、行きますとおっしゃっている中で、いろいろと香芝の市議会がもめているというのか、あるいはそういういろいろな議論をされていることは事実だと思っておりますので、その辺のところだけやっぱりやっ

ていかんと、おそらく県はこの2つを除いて進めていくと、現実にもう奈良、生駒が外れるわけですから。当初は県の考え方では、絶対すべてを網羅してそれでデジタル化すると、それを奈良市でやるということまでおっしゃってましたので、奈良、生駒が抜けましたから、結局、橿原の中和広域のところでやらせていただくということですので、おそらく議会で否決されますと、おそらく香芝広陵広域組合は外していかれるのではないかと思っています。

小野委員 まったくそうだと思います。それで、市長選挙でどうのこうのということはさておいて、やはり、吉田市長の選挙の時には、応援してもらった市長の考えがいいんだということでされたのかもわかりませんが、やはりその協議会を何回もこれ重ねておられる、その中で市長自体も、私は住民のため、地域のためには参加するべきだという考えに変わられたんだと思います。だから、そのことで、選挙のときにこうこう言っていたやんかと、入らないと言った、そういうことを言うて、引っ張り出すのは、私はフェアじゃない、選挙だけを考えている議員で、首長でもあるんじゃないかと。議員がそれで選挙のことで言うのはおかしいと私は思います。やはり、何が住民にとってということは、うちの町長もいつも言っているように、やっぱり住民のために何を考えるかということで、翻ったんじゃないんですよ。やはりこの説明を受けて上程しておられる、私はこの前の全協での説明で、室長ですかね、の言葉の中では、そういうことをきちっと感じ取ったからね。やはり議会も同じように真摯にそういう選挙でのしこりというものはほかして、捨てて、住民のためにするべきだと、私は他の市議会だから別に言う必要はないんですけども、私らの斑鳩町議会はそういうことはあってはならない、そのようには思います。

それで、今回のこの設立に、この議案が提出されるまでに至った経緯について、私はもうちょっとクレームつけて、もうちょっとスムーズに私らが理解できることをしてほしいなと思いましたが、先ほども申し上げましたが、議長の取り計らいでこういうふうな日程でいけたということに対して、何とか今判断をしていくというようなことで。西和消

防管内での動きについても、やはり情報として持つておられるんだったら、今この際ちょっと言ってもらいたいと思います。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 西和管内の各町の動向でございますが、昨日までの状況なんですけども、三郷町と平群町では担当常任委員会において可決がされたというふうに聞いております。

小野委員 北葛城郡については何も聞いていないんですかね、西和消防管内で教えていただきたいんですが。

総務課長 北葛城郡については、状況を仕入れておりません。

小野委員 なぜ西和消防管内でどうのこうのということで、先ほどもこの7町で1町がした場合どうなるんやということも質問しておられるんですよね。それで聞かせてもらったしね。これが上程されて、総括質疑で同僚議員がこの解散する、52年に設立して税金で皆さんのために一生懸命、税金を、交付税とかそういうものがあったらすべて税金でしょうと、それをいとも簡単に解散するということはどういうことなんですかというような発言をされていまして。私はもうちょっとあきれて、ちょっとこけてましたけどもね、本会議場でこけてましたけどもね。

西和消防署はなくなるんですか。名前はなくなるやろうけれども、常備消防としてのこの地域の形、この後の協定書なんかを読ませてもらうと、33年までは、構成の7町の町長らでいろいろ疑義が生じた場合は協議すると。そして消防のことは、私は常備消防はなくならないと思っているんです。まったくちょっと勘違いなことを意見で申し上げているなということを思っていたんですがね。

ただ、ちょっと確認させてもらいたいんですが、今まで例えば自治会が防火訓練をする場合は、西和消防署のその係へお願いにと言うんですか、日程調整したり、西和消防署から職員を派遣してもらって防火訓練

をやっていたんです。それとか消防団の、この消防団の事務は除くという言葉がどういうことかなということで思っているんやけど、消防団が操法大会、昨年斑鳩町が、南支部ということで生駒郡からの代表でいろいろ訓練をしてもらったんです。だから、それが広域化することによって、すべて本部、本部は、私はあそこへ行くのはいろいろ全体見たら、橿原のそこが中心になって全体を網羅する。私はこんなこと言ったら失礼やけど、奈良市が抜けてくれたから、本来やったら奈良市へ持っていったら、やはり奈良県全体から見たら、なにも本部遠かったらあかんということは、南のほうでまたそういうことで不便を感じることもあるんやろうなと思ったんですが、奈良市がそうして抜けてくれるということで、奈良県の広域消防というものは、本部は一応平野部というか、の中心で、次に大きな橿原市に位置できたということは、私はラッキーかなと思っているしね。自治会のものがそうして防火訓練をするのには、西和消防の王寺の本部へ協議しに行ってます。だから、それがもう、あそこに今分署あるんやから、あそこで受け付けてくれるようになるのかね、それから結局消防団の操法大会に職員を派遣して訓練のほう教えて、教授っていうんかね、そうして今までみたいな協力をしていただけるのがもっとなるのか、広域やからどこの消防団に対してもあまり力を入れられへんとかね、そんなようになってくるのかな、なったら困るなと思うので、それらについては、広域化図ってからきちっとまた今まで構成していた7町の町長で協議されることになってくるのかな。また、そうして協議されるんだったら、町長どないふうに思われるか、ぜひとも今までの形をとってもらいたいなということがあるので、ちょっと確認させてもらいたい。

委員長 乾総務部長

総務部長 広域の消防組合になりましても、当然、西和消防本部は組合としてはなくなって、本部が統合されるということでございますけれども、西和消防署あるいは分署については、当然そのまま残るということでございますし、職員さんもそのままそこで勤務をされるということでございま

す。ですので、当然消防団の関係につきましては、消防団については当然町ということでございますし、西和消防組合のほうから、これまで訓練等の関係、あるいは自治会の防火訓練等で来ていただいておりますけれども、それは従来どおり変わりなく西和消防署のほうから来ていただけるということを聞いておりますし、西和消防署と連携をしてそういった形でこれまでどおりその分についてはやっていたというふうに聞いております。

小野委員　それと、先ほど休憩前にちょっと、調書の基金の按分率どうのこうのと、微妙に違うということ課長も説明してたけども、この件についてはもうよろしいです。質問しないです。きちっと答弁してくれということ思ったけど、資料作る時にこういう事前の時にしてた資料と違うということになったらね、その原因をきちっとやっぱり確認しておきたいと思えます。ただ、一言です。この7つの町で、斑鳩町と上牧町が他のところに比べて率が変わっているんです。だから、そこに何か原因があるのかなということで質問しようと思ったんですが、もう答弁は結構です。以上です。

委員長　休憩中に新たに出していただいた資料の中で、合計の数字が違うという指摘がありまして、その点について、口頭での訂正でよろしいですか。それとも新たに資料。

（「口頭で」と呼ぶ者あり）

委員長　口頭でよろしいですか。そしたら資料について、説明をお願いします。黒崎総務課長。

総務課長　お配りをいたしてます資料1でございますが、平成24年度消防費の基準財政需要額の比率、西和消防の管内の比率についての合計数でございますが、こちらのほう、計算のほうが誤っておりまして、1になるということでございます。平群町から上牧町までの合計数のみ計算がされ

ておりませんでした。数字のほう誤っております。以上でございます。

委員長 今、資料1の訂正について課長のほうから報告いただきましたが、この点は特によろしいですか。

他に委員さんのほうから質疑等ございませんか。

(な し)

委員長 そうしますとですね、先ほど嶋田委員のほうから、今回、継続という形もありうるのではないかというご意見もいただきまして、なお、小野委員の方からは採決をしていくべきだというふうなご意見もいただいておりますが、この件については他の委員さんはどのようにお考えですかね。その点についてもちょっとお尋ねしたいんですが。 中川委員。

中川委員 もう議案として提案してもらっているさかい、もう採決してもらったらと思います。

委員長 小野委員。

委員長 嶋田委員はもう継続を提案されたんかな。継続もいいんかなというよな、そんな、私はまあそういうことともいうことで。嶋田委員は継続でというようなことを、私もそういう見方もできるけどやはり採決したほうがいいのかと違うかなと、この日程とか考えていってね。この前に説明もしてもらっている。だから、もう1回聞いてもらって、継続の案あると、継続という意見あるとか、それから委員長諮ってもらったほうがいいのかと違う。どうなんかな。

委員長 私のほうも他の委員さんでも、継続やってという声いろいろまた出てくるようでしたら、継続という形を取るのかどうか、その点についても諮らせていただくべきかなと思いましたが、最終的に嶋田委員お1人が継続やということであれば、最終的に採決を採るのか討論をするのか、

その点も確認させていただこうと思って、今いろいろお尋ねをしていますが。他の委員さんについて、その審議方法、採決ですね、についてはどのようなお考えでしょうかね。 小林委員。

小林委員 私もう付託されてますので、採決採ったほうがいいのかというふうに思います。

委員長 坂口委員。

坂口委員 私もう採決していただければと思います。

委員長 今、嶋田委員さん以外の皆さんは採決をとというふうなお立場ですが、嶋田委員、そういうご意見ですが、これは継続ということで採決、討論を求められますか。 嶋田委員。

嶋田委員 私、先ほど継続もありかなというふうなことを述べさせていただきまして、委員長のお計らいで、各委員さんに聞いていただきまして、誠にありがとうございます。この場で採決するというのであれば、それはそれで結構です。先ほど後半で申しましたように、この議案に出ている37市町村が載ってますから、これ全部が同じ机の上に乗っているという考えでもって、私のほうは判断していくというふうに思っております。ただし、香芝市、広陵町がもしか抜けられるのであれば、私は西和署単独でいくべきだと思っております。ただし、今この議案書では37市町載っておりますので、それをもって判断していくというふうに思っております。

委員長 そうしますと、今の段階でこのままいきますと、ご異議ないですかという形で諮らせていただくことになりますが、その点について、だから反対という立場は取られないということによろしいですか。

嶋田委員 そうですね、はい。

委員長 他に質疑等はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

それではお諮りいたします。議案第32号についてお諮りをいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第32号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第33号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（８）議案第３５号 平成２５年（ノ）第６号慰謝料等請求調停事件の和解について、また次の（９）議案第３６号 平成２５年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について、以上２議案は関連する議案ですので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎教育委員会総務課長。

教委総務
課長 それでは、付託議案、議案第３５号及び付託議案第３６号は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。それでは、議案第３５号 平成２５年（ノ）第６号慰謝料等請求調停事件の和解につきましてご説明させていただきます。

最初に、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課長 続きまして、次のページについても朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課長 本件については、平成２５年１月１８日付けで、奈良簡易裁判所へ民事調停の申立があり、５月２８日に奈良簡易裁判所調停委員会より調停条項（案）が示されたところでございます。

和解の内容について、本町の主張が概ね認められていることを勘案し、合意し決着を図りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。なお、申立人も本調停条項（案）で了解していることを申し添えます。

以上が和解の内容でございます。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第３６号 平成２５年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）につきましてご説明申し上げます。

まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教委総務課長 本補正予算は、先ほどご説明申し上げました議案第35号 平成25年(ノ)第6号 慰謝料等請求調停事件についての解決金65万円の支払いに関する予算補正であります。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページをお開きいただけますでしょうか。初めに、第9款教育費、第1項教育総務費では、第2目事務局費で、解決金の支払いのため、第22節補償補填及び賠償金で、65万円の増額補正をお願いするものであります。

また、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源として、65万円を充当させていただき補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

教委総務課長 以上で、議案第36号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりました。なお、総括質疑の際に、申立書についても資料として添付をしてほしいということで委員のほうからも要望がございましたので、総務委員会として理事者のほうにお願いして、資料として提供いただいております。それでは、委員の皆さんのほうで質疑等ありましたらお受けしたいと思います。 小野委員。

小野委員 今、委員長から、私が総括質疑して、というのは、この申立書というのをちょっと見せてほしいということは言ったんです。というのは、和解理由の中に、結局、和解内容は本町の主張が概ね認められていること

を勘案しということを書いてあったのでね、和解内容についてはもう書いてあるんですけども、その内容を知りたいために出してもらったんですが、これは回収してください。そして、この住所、個人情報そのまま載せてますから、ここへ黒いの塗ってからもう1回再発行してください。でないとな、個人情報を町側がそのまま議会というところに、公のところへ出したということで、やはりこの調停に対してもいろいろなことが起きんとも限らへん。だから、委員長、これを回収を命じてもらって、そういう個人情報を伏せた状態でこの委員会に出してもらえるようにちょっと言ってもらいたいなど、そのように思います。

委員長　　今、委員のほうから指摘がありまして、個人情報が掲載されていることについての心配をいただいております。ですので、名前がわかればいいということで、住所については見えないような形にして再度配布をさせていただくということで、一旦回収をさせていただいて再度配布をさせていただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

小野委員。

小野委員　　その手配をきちっとやってもらいたい。だから、そういうものは出たということで委員会を遅れさせてもいかんので、進めてもらいたいなと思いますが、どうでしょうか。皆さんに諮ってください。

委員長　　今申し上げました資料の訂正等については、後ほど行うこととして、今は審議を先に進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長　　そしたらご質問等ございませんか。　小野委員。

小野委員　　この和解内容がということで、いろいろこういう資料出していただきたいということも申し上げて、紛争の要点ということについて読ませていただきました。これらのことを踏まえてこの和解案件が出てきたんだ

など。だからそういうことで受けてもらってもいいのかなと、そのようには思います。ただ、この中でちょっと1点お聞きしたいんですがね、体育館が滑りやすかったんだということで、それをその親権者は改善するようにということで言うておられて、それが守られていないということもあって、2年後ぐらいですかね、これ、申し立てしておられる。その中で、その時の校長には事故のことも知らされておらずとかいうことも、まあこれはあるとしても、その体育館が滑りやすい、だから事故が起こった時にこの児童だけが滑ったのかね、やっぱり何人か滑って、そういう他の学年でも体育館が滑りやすいという状態で起きたのか、それらはどうなんですかね。

教委総務課長 当該授業で滑って転んだのは、このけがをした生徒だけでございます。

小野委員 それで、この親権者から、体育館の、この申立の紛争のところに、改修工事は事故当日に既に予定されていると知り、ということで問題にはしないとしてたけど、体育館の床がまた滑りやすくなっているということですが、そしたら、その時に改修工事を予定しているというのは、これ誰が答えて、それでまた滑りやすくなったというのはどういう事象なのか。

教委総務課長 この改修工事につきましては、平成23年度において当初から、当初予算からその工事のスケジュールは組み込まれておりました。

小野委員 それは滑りにくくする工事を施工したということでよろしいですか、理解しても。

教委総務課長 フロアが傷んでおりましたので、そのための補修を行う予定でございました。床の改修を行うことで予算を組んでおりました。

小野委員 その和解内容に、再び起こることのないよう積極的な対策を講じるよう努力すると、努力目標なんですがね。床の感じでこの時は改修工事、

どうも滑りやすくじゃなくてなんか床の補修をした、してあるやんかというようなことやし、またその後でそういう児童が滑ってこけたということはもうないので、別に問題ないのかなということも思いますけども、その和解内容は努力目標でして、こちらが管理責任問われるようなことはこれからもないようにちょっとお願いしておきます。以上です。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 今、小野委員が質問されたんと関連するかわかりませんが、和解金として65万円支払うということは、やはり町側の過失というのか、体育館の床に対する不備があったんかな。ないと思うねんけど、私自身は。どやねんやろ、そこら。

教委総務 不備はなかったと考えております。

課長

委員長 清水教育長。

教育長 中川委員がおっしゃる意味はよくわかるんですよ。何も瑕疵がなければ治療費も払う必要がないんじゃないかということをおっしゃりたいとは思いますが。前回の委員会でも申し上げましたように、通常、こういった学校内の事故については、日本スポーツ振興センターという、昔でいう、掛金して事故があったらそこから治療費を支払うといった制度で、それで10年間補償されるようになっておるんですけども、それで対応はできているんですけども。ただ、この方の場合は保険適用外の治療を必要とするという形になったものですから、その治療費を見ていただきたいということがございました。それで、町といたしましてもですね、そういった一定の規則、あるいは規則でありますとか法律でありますとか、そういったことで認められる金額であれば、当然わかりましたと言って支払う準備はあるんですけども、ただし、保険外の治療については出ない。当町で行っております中学校3年までのいろいろ無料化についても保険出ないといったことになって、このままではちょっと、気持ち

としては負担はしたいけれども支払うことはできませんねという話の中で、一定のやっぱり法的なところがそうした判断をして、いくばくかを支払う、法的なところといたら具体的には裁判所であるとかそういったところで判断で、町がそういったことで支払うべきであるということになれば、議会とも相談して支払うことができますよというみたいな話も当然しておった中で、要は町が考えているのは治療費の一環として支払う意志があるといったことは当初から示していた中で調停が出てきて、調停の内容は慰謝料100万円でありますとか、60歳までの治療費とか、私達が考えている以上のことを調停の訴えでありましたけども、最終的にはほぼ治療費並びに交通費等の金額で収まっていることで、今回お願いをして、という状況でございます。

中川委員 車の交通事故とは一緒にならへんのかわかりませんが、だいたい車の事故起こした場合、任意保険で保険会社が過失に応じて支払った額以上に請求されたら、裁判起こしたら、その保険会社が支払った分以上に出せというような今までに例はないというようなことを聞いたしね、これが授業中だからとかじゃなしに、例えばそれなら廊下でひっくり返って怪我したとか、これ、なにもかもそういうのでこういう調停あげられたら、やっぱりずっとそういうので応じていかないかのかなと、いう心配もしますねんけど、もう学校の中でけがしたらそなん町に言ったら金もらえるでと、そういう、実際歯折られてしている生徒は気の毒や思いますけどね、今後ずっとそういう例にあがっていくのかなというのは、心配があるということだけ申し上げておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
それでは順にお諮りいたします。
まず、議案第35号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第36号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

では次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習
課長

継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきまして、報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

お手元にお配りしております資料3-1によりまして、平成24年度の入館者数を報告いたします。

資料の構成につきましては、通常開館における入館者数と、企画展また特別展の開催期間における入館者数とに分けて表しております。

表の一番上の1. 通常開館では、開館日数が187日で入館者数は6,012人、次の2. 春季企画展「弥生時代の斑鳩のようす—弥生びとのくらし—」では、開館日数が30日で入館者数は1,338人、3の夏季企画展「法隆寺村の大工棟梁安田家—安田家文書展—」では、開館日数が30日で入館者数は859人、4の秋季特別展「斑鳩藤ノ木古墳の

馬具展」では、開館日数が30日で入館者数は2,181人、5の冬季特別展「小田原北条氏五代100年の興亡」では、開館日数が36日で入館者数は2,570人、6の入館者総数では、12,960人で前年度より990人の増となっております

続きまして、資料3-2をお願いいたします。冬季特別展におけますアンケートの調査につきまして、報告させていただきます。

初めに、一番上の段でございますが、回収総数であります。冬季特別展の開催期間中の入場者2,570人の内、310人の方よりご回答をいただいております。

次に、設問についてであります。1の当施設をどのようにしてお知りになりましたかとの質問では、⑨の以前にきたことがあるとの回答が21.3%を占め、2のご来館の目的を教えてくださいとの質問では、① 特別展の観覧との回答が44.0%を占めており、これまでの展示会では藤ノ木古墳への関心度の高さが顕著に表れておりましたが、今回の展示会では、小田原市との文化交流に伴う展示会の開催ということから、小田原市の歴史を知る目的で来館された結果と思われま

次に、満足度調査といたしまして、3の交流展の展示内容はいかがでしたかとの質問では、①の満足したが45.5%、②のやや満足が27.4%と、全体の72.9%の方から満足との回答をいただいております。

また、一番下の欄の6-Eの今回で何度目のご来館ですかでは、①の初めての41.9%に対しまして、②の2~3回目が42.6%で、③の4回目以上が15.5%と、今回は小田原市交流展ということもあり、リピーターの来館が多い傾向でございました。裏面にはご意見やご感想で多かったものを記載しておりますので、またご確認の程よろしくお願

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会を、この6月10日に開催し、平成24年度事業の総括報告と平成25年度の事業の進捗状況等について報告を行い、開催中の春季企画展の視察を行っていただき、展示状況などのご指導を賜りました。

次に、斑鳩町文化財保護審議会について、本日の午後で開催する予定をしております。議案といたしましては、安田家文書の指定についてや、

町指定文化財を目指した古墳の測量調査成果についてなどの報告を行なう予定であります。

次に、こども考古学教室の開催であります。

毎回、多くの参加者を得て好評のこども勾玉づくり教室を、今年も小学生が参加しやすい夏休み期間中の8月11日に開催する予定で、現在、事務を進めております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

史跡中宮寺跡整備検討委員会を、この6月26日に開催する予定で、これまで種々ご指導賜るなかで策定できました基本設計書の報告を行い、実施設計書の作成につきましてご指導を賜ってまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましての報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
小林委員。

小林委員 すみません。斑鳩神社の関係で、行事かお祭りか忘れましたが、文化遺産地域活性化推進事業の絡みで、その事業に該当するのか一度検討されたことがあるというようにお聞きしてはありますが、その事業で検討されたのか、また違う事業で検討されたならば、その事業の事業名を教えてくださいのと、まずそれについてちょっとお伺いさせていただきますか。

生涯学習課長 法隆寺地区の秋祭りにつきましてなんですけれども、平成4年度より斑鳩町文化財保護審議会において、無形文化財として調査等を進めてまいりました。しかし、これまでに指定に至る資料等が出てきておらない状況でございます。そうした中、また今後どうしたら資料が出てくるかということもございますので、本日そういうことを報告いたしまして、それにつきましてどうしていくかということも審議を賜ってまいりたいと考えております。

小林委員 町内に数あるお祭りや神社の中から斑鳩神社さんが選ばれたというのが、どういう経緯で選ばれたのか教えていただきたいのと、といいますのも、伝統文化行事が地域の活性化に資することに適しているから、一番適していると思われた斑鳩神社が選ばれたんでしょうけれども、その一番適している斑鳩神社がその事業に該当するかしないかというのは、お昼からということお聞きしましたけれども、法隆寺の関係の斑鳩神社でも、神社ですら選ばれなかったら、それは歴史が浅いのか、それともこの事業内容というか、行事が浅いという言い方はおかしいかもしれませんけれども、行事が浅いのか、ちょっとお聞かせいただきたいなというふう思います。この事業に対して、本当に伝統と行事とその地域の活性化に資することについて、この3点が合わさらないとなかなか補助金が出ないというふうにお聞きしてますけれども、どれほど難しいのかなというのが、素人ながらに、素人にしたらちょっとまったくわからないので、といいますのも、他のお祭りじゃないですけども、そういう一生懸命頑張っている各地域のそういうところにも、どうにか、なんらかの補助金がないかなというふうに見ていますので、今後の参考のためにちょっと意見をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

委員長 清水教育長。

教育長 今回の経緯、平成4年から調査を進めているということで課長からありましたけれども、そういう歴史的、伝統文化事業として認められるということ、今課長が申し上げましたように斑鳩町の指定文化財として指定できるのかということとは、ちょっと違うというふうにお考えいただいて、斑鳩町の文化財指定、それにあたりましては、古文書でありますとか、その発生の経緯、時代が確定することが必要でありますし、だいたい江戸時代の後期から始まっているというのが限定はされているものの、可能性としてはもっと以前からあるんじゃないかというご意見がございまして、なかなかその時期が確定しないということで、そういう中途半端な状況で、今、文献資料をいろいろ調べる中ではまだ確定できてないとい

う中で、そういう状況の中で、文化財指定、斑鳩町の民族的な文化財指定というのはまだない中で、第1号としてそういう状況で指定するのはいかなものかというご意見が今までに出てきた中で、なかなかその指定文化財としては難しいんじゃないかという感覚は持っております。ただ、おっしゃるように他の国等で進めております伝統文化でありますとかそういう継承の中で、事業として、1つとして認められていくことについて可能性を否定したものではございませんので、その点ご理解を賜りたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっております。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、理事者の報告を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、3. 各課報告事項の(1) 斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料4をご覧くださいませでしょうか。

初めに、1 ページ目の公益財団法人斑鳩町文化振興財団収支計算書前年度比較についてであります。

この収支計算書は、平成24年度の収入、支出の明細表となっており、各事業活動別に前年度と比較して、各科目の執行状況の増減を示しております。

なお、斑鳩町文化振興財団の決算につきましては、平成23年度においては、移行申請準備の年度であったことから、決算にあたっての事業区分については、公益財団法人認定申請段階での事業区分により決算を

行いましたが、平成24年度は、平成24年4月1日に公益財団法人に移行したことから、公益財団法人認定に基づく事業区分での決算となっております。

そうしましたことから、所管官庁である奈良県の指導により、自主事業や受託事業などに要する人件費や賃金について配賦する必要が生じたために、新たに、2の事業活動支出の(1)の事業費支出において、④として共通支出を設け、これまで(2)の管理費支出として、総務管理費支出で区分していた人件費や賃金について事業活動に配賦しております。このことにより、(2)の管理費支出において、これまでの総務管理費支出を法人管理費支出と改め、法人管理に要する経費のみとして区分しております。

初めに、1の事業活動収支の部でございます。

1の事業活動収入は、前年度と比較して、186万4,787円増の1億3,967万445円となっております。

その主な内訳は、(2)の事業収入の自主事業収入で、育成型事業の開催講座数が3講座減少したことや、いかるがホール開館15周年記念事業として開催した、沖縄の伝統芸能組踊特別鑑賞会を入場無料で開催したことなどにより、239万5,110円の減、(3)の受託事業収入の施設管理受託事業収入で、施設管理運営費が公益法人認定により職員人件費及び賃金の配賦割合の見直しや正規職員1名が育児休業を取得したことによる臨時職員の雇用、非常用発電機蓄電器の購入などにより増額となったことから、163万1,094円の増、その2つ下の受託事業収入で、例年、斑鳩町から受託している町とNHK奈良放送局との共催事業に加えて、平成24年度では、町制65周年事業や宝くじまちの音楽会を受託したことにより、225万2,273円の増となっております。

一方、2の事業活動支出は、前年度と比較して、186万4,787円増の1億3,967万445円となっております。

その主な内訳は、(1)の事業費支出の①自主事業費支出で、育成型事業の開催講座数が3講座減少したことや、いかるがホール開館15周年記念事業として開催した沖縄の伝統芸能組踊特別鑑賞会が少額で開催

することができたこと等により、249万7,542円の減、②の受託事業費支出で、事業活動収入で申し上げましたとおり、例年の受託事業に加えて、平成24年度では2事業を受託したことより、225万2,273円の増となっております。

次に、④の共通支出では、公益財団法人認定により自主事業や受託事業などに要する人件費や賃金について区分する必要が生じたため、947万1,707円の皆増となっております。

次に、⑤の施設管理運営支出では、公益法人認定による職員人件費及び賃金の配賦割合の見直しや正規職員1名が育児休業を取得したことによる臨時職員の雇用、非常用発電機蓄電器の購入などにより、108万6,702円の増となっております。

また、(2)の管理費支出の①法人管理費支出では、公益財団法人認定により、これまでの総務管理費支出を法人管理費支出に改め、法人管理に要する経費のみとなったため、844万3,375円の減となっております。

続きまして、いかるがホール施設管理運営費の内容についてでございます。裏面の2ページをご覧くださいませでしょうか。

本表は、いかるがホールの施設管理運営費の経費の内訳を表したものでございます。

平成24年度のいかるがホール施設管理運営費は、一番下の行でございますが、前年度と比較して、115万3,168円増の1億93万9,044円となっております。

その内訳は、人件費が2,388万9,583円、光熱水費が1,465万4,864円、委託料が4,185万5,331円、事務費が1,504万9,141円、修繕費が371万2,905円などとなっております。

続きまして、文化振興財団の自主事業等の収支内容であります。3ページをご覧くださいませでしょうか。

平成24年度、文化振興財団が実施した自主事業の収支差額につきましては、右端の平成24年度の合計のところでございますが、事業収入が1,167万5千円で、事業支出が1,156万2千円となっております。

収支比率は101%となっております。

最後に、いかるがホール友の会会員数の推移でございます。

右端の平成24年度のところをご覧くださいませでしょうか。

平成24年度では、会員数は、一般会員が426名、学生会員が6名、法人会員口数が70口で、総数502人となっているところでございます。

以上で、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
小野委員。

小野委員 今の報告に対しての質疑じゃないんですがね。実は、私はこの6月3日の文化振興財団の事業報告のときに、名簿を提出してくれということを書いて、部長からこれいただいておりますよ。私も、うかつとしてたんですがね、ちょっと調べてみたら、昨年にも私はそれを言って、というのは、昨年の議事録では、公益法人化されて出発する年でもありませんし、理事長はじめ、事務局長、これらの方、また評議委員会ということで評議委員さんも選出されたと思うので、それらの方のお名前をいただくわけにいかないかと。当時の総務部長が、資料としてお渡しさせていただきますと。それで、24年6月7日付けで文書をもって、斑鳩町議会議員様ということで全議員に配られたと思うんです。その総括質疑の中でご依頼のありました名簿、役員名簿を資料として別紙のとおりということで名簿をいただいた。私は総括質疑の時に、昨年のときに、この報告書の中に入れていただいたらありがたかったんですがね、というように書いてますし、その内容としては、常務理事というのはそこにおられないかんと違うかということで、常務理事の名前も知りたいんやということで、そのためにも言ったということで言ったんですがね。まったく私も迂闊でしたけど、今年も同じことを質問させてもらって、今年も同じように総務部長から私だけ、なんか知らんけどこれ私名簿いただいているんですよ。だけど、自分が迂闊やったということは完全にお詫

びしますけどね、昨年に同じように言うて、文書を総務部長から、当時の西本部長やね、議員さんに全部出している。その時の私が委員、この報告書の中に入れていただいたらありがたいんですけどと言ったこと、そのことも今の総務部長とかご存知ないのかなと。部長が変わられたから、昨年の総務部長がこういう24年6月7日付けで議員に配布されたということを引き継いでおられなかったのかなとか、そういうことで残念でならないんですけどね。この文書を出してもらって、報告は企画財政課長がやってもらってますけど、この名簿については私は総務課長と今の総務部長とが私に渡していただいたんかなと思ってるんですが、総務課長は変わっておられないですね。それはちょっと、もうちょっとしっかりと、総括質疑の中でも同じこと言っている。私は昨年に言ったこと忘れてたんではっきり言うてお詫びしますが、その時に対応してもらってんから、また裏返して言えば、昨年にも言ってたやんかと、その時点でわかっていたらなんでやともっと言いますねんけどね。それは言わなかった、ちょっともう忘れていたから。そこらどうなんですかね、やっぱりいつも副町長とか部長会でもやっぱりこういう議会でのことを全部熟知されてますし、それら目を通しておられるし、ことあるごとに議事録も見ておられるし、議会から言われたことを何回も言われてたらいかんのと違うかなと。改善してないのと違うかと。残念で仕方ないけど、どういうようにそういうことを判断されてやっておられるんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 誠に申し訳ございません。これはもう完全にこちらの誤りでございまして、これにつきましてはもう次回から、初めから資料の中に、資料というか必要書類として入れておくと、参考資料ではなくて必要資料として入れておくということでしたらまいりたいと、担当のほうに指示しておりますので、今後このような、当然あってはいけないことですが、誠に申し訳ございませんでした。

小野委員 まあ、私も申し訳ないけど、よろしく頼んでおきます。

もう結構です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(2)平成24年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項、(2)平成24年度の町税の収納状況について、ご報告を申し上げます。資料5をご覧くださいませでしょうか。

こちらの資料につきましては、上段の表に平成24年度の町税の収納状況を、下段の表に、参考として、過去5か年の年度別の状況を表しております。

初めに、上段の表の一番下の、合計欄の計の行をご覧くださいませでしょうか。

平成24年度の町民税を初めとする町税につきましては、予算現額 28億9,830万円に対しまして、調定額が30億1,227万8,739円で、前年度の調定額30億815万7,978円と比較をいたしまして、0.1%、412万761円の増加となっております。

次に、収納額は28億7,940万4,633円で、前年度の収納額28億7,258万6,073円と比較をいたしまして、0.2%、681万8,560円の増加となっており、調定額の増加が、ほぼそのまま収納額の増加につながっております。

調定額に対します収納率は、現年分が98.6%、前年度から0.1ポイントの上昇、滞納分は26.3% 前年度から0.3ポイントの上昇、全体では95.6%、前年度から0.1ポイントの上昇となっております。

最後に、滞納繰越額の状況についてでございますが、合計欄の計の右から4つ目、調定額に対する収納残額のところをご覧くださいませでしょうか。平成25年5月31日現在の滞納累積額は、1億2,367万

9, 383円となっております。前年度、平成23年度決算の滞納繰越額、1億2,469万6,379円と比較をいたしまして、101万6,996円、0.8ポイントの減少となっております。

以上、平成24年度町税収納状況についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、(3) コンビニ収納・ペイジー収納の利用状況について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項、(3) コンビニ収納・ペイジー収納の利用状況についてご報告を申し上げます。

資料6をご覧くださいませでしょうか。

初めに、全体の利用状況でございますけれども、1つ目の1、税目別利用状況の合計欄になりますけれども、納付件数は全体で60,139件でございます。うちコンビニ収納は10,033件、ペイジー収納は1,054件となっており、全体の利用率では、コンビニ収納16.7%、ペイジー収納1.8%、合計で18.5%、また、口座振替を除く窓口納付に占める割合につきましては、コンビニ収納25.2%、ペイジー収納が2.6%、合計で27.8%で、4人に1人の割合でご利用いただいた状況となっております。

次に、コンビニ収納の地域別の利用状況でございます。

全体の利用件数10,033件のうち、奈良県内での利用は8,356件、83.3%、うち斑鳩町内は5,535件、55.2%、奈良県以外の利用は1,677件、16.7%となっております。

次に、ペイジー収納のチャネル別の利用状況でございます。

全体の利用件数1,054件のうち、パソコンでの利用は487件、46.2%、モバイルでの利用が26件、2.5%、ATMが541件、

51. 3%となっております。

次に、資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。こちらの表は、上段の表では1時間ごとのコンビニ収納・ペイジー収納の利用件数と利用率を整理をさせていただいております。

下段の表では、銀行窓口の開設時間であります午前9時から午後3時の間と、それ以外の時間帯に区分し、整理をさせていただいているものでございます。

以上、簡単ではございますが、コンビニ収納・ペイジー収納の利用状況のご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(4)夏季一斉閉庁について、理事者の報告を求めます。黒崎総務課長。

総務課長 斑鳩町役場の夏季一斉閉庁案につきましてご報告をさしあげます。お配りをいたしております資料7をご覧ください。

はじめに、目的についてでございますが、夏季の電力不足対策として、本町において、照明の間引きや空調機の温度管理の徹底などの節電対策に引き続き取り組むものの、消費電力ピーク時の節電対策として、電力需要の急激な増加が見込まれる盆明けの平日に、本庁舎を閉庁することといたします。

次に、期間についてであります。平成25年8月19日(月)、20日(火)の2日間としております。

次に、対象、閉庁する施設であります。斑鳩町役場本庁舎、水道庁舎としております。なお、斑鳩町役場本庁舎おきまして、転入・転出届や各種証明業務は行うこととしております。また、保健センター、保育園、公民館等の施設につきましては、平常どおりの業務を行います。

次に、周知についてでございますが、平成25年7月号広報おしらせ版、8月号の広報紙及びホームページに掲載するとともに、公共施設等への閉庁のお知らせの備付け等により周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 転入・転出と具体的に書いてくれてあるねんけど、出生・死亡はどないなりますの。

委員長 乾総務部長。

総務部長 当然、戸籍の届出につきましては、当然、土日、祝日関係なく、時間外も受けておりますので、それについては当然受けていくということでございます。それに関連する、当然住民票の関係とか出てきますんで、そういった関係も通常通り行うということでございます。

中川委員 周知のところに、これ自治会の人にまた世話かけるけど、回覧板で回してもらおうほうが、全体の人にわかってもらいやすいんかなと思うねんけど。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 自治会のほうにつきましても、回覧板で周知徹底を図ってまいりたいというように思います。

委員長 小野委員。

小野委員 火葬許可っていうのかな、それについてはどないなるのかな。今、休日の時にどうなっているのかも全然知らんねんけど、同じようにできる

のか、ちょっと。

委員長 乾総務部長。

総務部長 当然、死亡届ということで、戸籍の届出とあわせて通常は火葬場使用届も出てまいりますので、それにつきましても当然受けさせていただきます、火葬場の許可も出していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

小野委員 例えば、婚姻届なんかでも守衛室で預かりという形でね、処理は、日曜日と土曜日は預かりという形になって、処理は開庁になったときということで職員が来てやるんやけど、そこが同じような扱いになるのかな、今回も。

総務部長 当然、職員の時間内におきましては通常通り職員が対応させていただきます、時間外につきましては宿直の者が対応するというところでございます。これはもう通常と変わらないということでございます。

死亡の火葬許可も当然出しておりますので、変わらないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

小野委員 ということは、時間外でもそうして守衛のところで、守衛の人が火葬許可を出していけるということになってあるのかな。

総務課長 現行、そういう形にしておりますので。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、次に、(5) 防災協定について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

大規模災害が発生した場合、被災地周辺地域の生活物資等が一時的に不足することが予想されるため、被害のない遠隔地の自治体から救援物資の提供や応急支援に必要な職員の派遣に加え、応援内容の取りまとめなどの支援を行うため、当町におきましては、これまでに兵庫県太子町、大阪府太子町との3町で、聖徳太子ゆかりの地災害等相互応援に関する協定、また、長野県飯島町とは2町で、災害時における相互応援協定を締結しているところではございますが、個別に締結している災害時の相互応援協定では対策が十分に実施できない大規模災害発生も予想し、それに備えていくためには、災害対策基本法において地方公共団体は、相互応援に関する協定の締結に努めなければならないとされております。

このようなことから本町といたしましても「広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」について積極的に取り組んでいく必要があると考えており、まず近畿圏での協定を検討しておりました。

このようななかで、和歌山県西牟婁郡上富田町から防災協定締結の申出を受けております。

この和歌山県西牟婁郡上富田町は、熊野へ通じる出発点として、田辺市、白浜町に隣接し、面積57.49平方キロメートル、人口約15,000人の町です。

本町といたしましては、広域災害ネットワークとして、大阪府・兵庫県の両太子町、そして今回申出のあった和歌山県の上富田町も含めて、残る滋賀県及び京都府の市町村で広域災害協定を締結してまいりたいと考えておりますので、今後とも議会ともご相談申し上げながら進めてまいりたいと考えております。

なお、お手元のほうにお配りをいたしております資料の8につきましては、当町がこれまでに締結をいたしました防災協定の一覧でございます。協定先の名称、協定の名称、締結年月日、内容等についてお示しをいたしております。

以上、防災協定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
小野委員。

小野委員 あのね、今の課長の説明聞いたら、結局、どこやったかな、和歌山県のそういうところを口頭で言ってますねん、これから協議していってするということで。だからこういうところとやりたいんですというのは、それを、それこそ資料に出してもらったらええねん。こんな協定できたところやと思う。そんなんばあっと、まあ時間がないし、早口で言ってもらっても、どういうところやろなど。それらを資料として出してもらったほうが私は資料になるんやと思うねんけどね。今からそれをやりますので議会も理解しておいてほしいというんやったらね。違うんかな。

委員長 小城町長。

町 長 小野委員おっしゃるように、当然そういう資料も当然出していって、またやっぱり総務常任委員会の皆さんにも、上富田そういうところの視察をいただいてですね、そういう状況というのか、今、6月議会でそういうことを言わせていただいたというか、資料不足でございますけれども、向こうから申し入れがあったというのは、5月の終わりごろなんですけども、そういうことを踏まえて、向こうの町もそういう話を当然されると思います。またひとつこれをきっかけにですね、資料が不足しておることについては、申し訳ないと思います。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。 黒崎総務課長。

総務課長

総務課のほうから4点ばかりございます。

1点目は、岩手県の大槌町への支援についてでございます。東日本大震災の被災地でございます岩手県大槌町の復興を図るため、当町におきましては、これまで、救援物資の提供や支援金、職員派遣などの支援を行っております。

本年度も、引き続き、復興業務を支援するため、町職員の派遣について大槌町と協議を進めているところであり、その状況についてご報告をさせていただきます。

大槌町からの職員派遣に関する要望では、平成24年度の実績を踏まえると、最低でも6か月の派遣期間でお願いしたいとのことであり、また、今後必要とされている業務について即戦力として経験豊かな職員を望まれているという現場の声がございます。

本町では、当該職員派遣につきましては、派遣する職員の身体的・精神的な様々な負担等も考慮し、派遣職員数2名、派遣期間を7月から9月の3か月間で協議をしていたところではございますが、先ほどもご説明させていただきました大槌町からの職員派遣に関する要望を踏まえ、派遣期間を3か月から6か月に変更し、派遣職員につきましては、希望者を職員から募集することといたしました。

なお、希望職員の募集状況により、改めて大槌町と協議してまいりたいというふうに考えております。

2点目でございますが、地域交流館の要望についてでございます。

平成25年5月23日付けで斑鳩町龍田第一地区自治会連合会から地域交流館建設の要望がございましたので、報告をいたします。

斑鳩町龍田第一地区自治会連合会では、集会所を所有していない小規模な自治会が多く、コミュニティの拠点となる地域交流館が必要であることから、斑鳩町龍田第一地区を構成する全自治会の総意として地域交流館建設の要望書が提出がされました。

候補地といたしましては、龍田4丁目地内の農地を選定されており、斑鳩町龍田第一地区自治会連合会では、地権者にも一定の了解をいただいているとのことでございます。

地域交流館建設整備計画の実施につきましては、この龍田地区からの

要望を受けまして、議会ともご相談申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

3点目でございますが、期日前投票宣誓書の入場券裏面への印刷についてでございます。

期日前投票宣誓書の入場券裏面への印刷についてでございますが、選挙の際、投票日当日に仕事などにより投票所に行き投票できない方は、期日前投票または不在者投票をすることができます。

なお、この期日前投票を行う際には、投票日当日に仕事や旅行などの該当する理由を申し立て、かつ、その申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出する必要があり、有権者の皆様には期日前投票所におきましては、宣誓書に必要事項を記入いただいているところでございます。

しかしながら、この期日前投票の宣誓書を入場券の裏面に印刷することにより、自宅等であらかじめ記入することができ、期日前投票所でもよりスムーズに投票していただくことができるなどのメリットがあり、来月に執行が予定されている参議院議員通常選挙から使用してまいりたいというふうに考えております。

なお、従来の宣誓書につきましては、これまでどおり期日前投票所に備え付けることといたしております。

この取扱いにつきましては、7月号広報紙及び選挙啓発チラシへの掲載を行い、周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

4点目でございますが、職員採用試験の実施についてでございます。

職員採用試験の実施についてでございますが、来年の平成26年4月1日採用の職員採用試験を本年9月22日（日）に実施する予定としております。

募集する職種及び人数は、一般事務職、保育士、幼稚園教諭、保健師、そしてまた障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により、一般事務職で身体障害者をそれぞれ若干名募集する予定でございます。

なお、職員採用試験の実施につきましては、8月号の広報いかるが及び町のホームページで募集記事を掲載する予定でございます。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点、ご報告をさせていただきます。ご当地ナンバー「飛鳥」導入につきましてのご報告でございます。

ご当地ナンバー「飛鳥」の実現に向け、飛鳥時代を共有する地域が丸となって取り組みを進めるため、檀原市が県内飛鳥地方と周辺の市町村に対しまして参加の呼びかけがなされ、去る6月6日（木）にかしはら万葉ホールにて、ご当地ナンバー「飛鳥」を考える会が開催され、本町も出席をさせていただいたところでございます。

この会合で、説明の後、参加者の意見が求められました。斑鳩町としては、当町では、議会において一般質問がなされており、議会においても関心の高い事案である、議会への説明、住民のコンセンサスを得るにはスケジュール的に不可能である、また、連続した一定のまとまりのある地域が必要であるとのご意見を申し上げました。

また、その他の自治体の意見等といたしましては、議会、自治会等への説明などを経るなど、きめ細かな対応が必要であり、スケジュール的に無理がある、郡内の足並みをそろえるべきと考えており、他の町が難色を示される中では、参加が難しい、今回は第2弾の募集であったが、各町からのご意見にもあったように、スケジュール的には非常に厳しい、第3弾の募集は望みが薄い状況であるが、それに期待して準備をしていくのが良いのではないかとご意見が出されたところでございます。

これら意見等を踏まえ、檀原市長から、各自治体の事情もあり、スケジュール的に厳しい状況であるが、私としては最後まで努力していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたいとの発言がございました。

本町といたしましては、議会へのご説明を初め、住民のコンセンサスを得るにはスケジュール的に不可能であること、また、檀原市からつながる市町村がひとまとまりの地域として形成されることが困難であることから、このたびのご当地ナンバーの導入につきましては参加しないことといたしました。

以上で、ご当地ナンバー「飛鳥」導入につきましてのご報告とさせて

いただきます。

委員長 ただいま理事者のほうから5点、口頭での報告がありましたが、この件について、何か質疑等はございますか。 小野委員。

小野委員 先ほど、地域交流館の建設についてということで行くつか報告がありました。この総務委員の議員さん2名が自治会長でしたので、その総会に出席いただいておりますし、私も地域の議員として相談には、内容については熟知しています。それで、この土地提供者に対して、町としては交渉を開始されているのか。というのは、あの土地は割と広大な土地で、広大という表現が正しいのかどうかわかりませんが、地域交流館の基本的な面積からは大分大きいと思いますし、場所、どう言うのかな、2筆からなるということです。それから、前面道路、西側の町道については、以前に拡張工事が終わっていて、あの場所じゃないんですが、他の場所でちょっと不調に終わったところが2か所あって、その分筆作業が完了していないんですね。それらのことも踏まえて、地権者の方にいろいろ交渉をこれからしていただくとおっしゃると思いますが、今どんな状態で地権者の方にあたっていただいているのか、またそれをどういう具合にして所有地していくのか、今のところ、課長の説明では進めていくということをおっしゃっていますからね。それらの土地を提供してもらっても、それらのことを準備しなければいけないと思うんです。それらについてはどのようにお考えですか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 地権者の方について、訪問いたしまして、今回のお話につきましてのお礼を申し上げます。土地の購入とかその分筆の関係を、地権者の方に直接お伺いをいたしております。分筆につきましても、これからかなり時間がかかっていくだろうということと、最終的に土地の価格等についても、今後、町と協議やっていきたいというふうなお話を聞いております。

小野委員　もうそれは十分ね、どう言うんですかね、これだけ必要なんやと、だから残りの土地利用がうまくいかないようなことでは、やはりせつかく提供しようということで、一応自治会のことやからということでおっしゃっているということもありますので、残りの土地も土地利用のしやすいような形とか、それらをいろいろ協議してもらいたいなど、そのように思いますんで、ちょっとまたよろしくお願いしときます。以上です。

委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長　他に、理事者のほうから報告したいこと。　山崎教育委員会総務課長。

教委総務課長　教育委員会から1点ございます。学校給食具材の青虫等の付着による献立の変更についてでございます。

6月10日提供の学校給食の献立を変更した件についてご報告申し上げます。

斑鳩小学校及び斑鳩東小学校に納品された給食食材ブロッコリーに青虫の付着があり、加熱後も混入の恐れがあるため提供を控えました。

斑鳩西小学校、斑鳩中学校については、点検した結果、青虫の付着がなかったことから、予定どおりの献立で提供いたしております。

なお、斑鳩南中学校については、振替え休日のため給食の提供はございませんでした。また、納入業者である斑鳩町青果組合に対しまして、食材の衛生管理、品質管理の徹底に努めるよう申し入れをおこない、各学校においても再度、食材の点検、衛生管理の徹底に努めるよう再度指示をおこなったところでございます。以上でございます。

委員長　他に、理事者のほうで報告しておくことはございませんか。
よろしいですか。

(な し)

委員長 今の報告について、何か質疑等ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 電気の契約の変更されたと思うんですけどね、変更前と変更後と、電気料の変化ってあるのかな。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 いわゆるPPSに変えたというお話ですけど、実際に変わるのは8月1日からでございます、現在はまだ関西電力から受給を受けているところでございます。

委員長 他に。 小野委員。

小野委員 1点だけ。この後1時から消防運営委員会があるんでその場所でもいかなと思てましてんけどね。

ある方からちょっと、消防団が毎年、団ごとに、親睦と研修旅行というんで行っておられる。その方も消防団についてもある程度詳しい方ですのでね。だから、斑鳩町全体のことを考えて、やっぱり全部の、3つの団が一緒に出て行くとか、斑鳩町空っぽにするとか、そういうことはしないでやっておられるやんかということで話したんやけどね。その方がおっしゃるのは、この前の消防の広域化の話やないけど、やはりテリトリーというんか、1分団はこんだけの範囲、2分団はこれだけの範囲、

3分団は、ということで一応テリトリーというの決まっていますので、もし例えば2分団がその旅行に行っていて、2分団団員30人、行かない人もいるけどほとんどの方が行かれる。そして、2分団でそこで火災ということが起きた場合に、それは全部、1分団も3分団ももちろん常備消防が来ますし、それで消火する。私も消防団におった経験もありますので、その後、後じまいっていうんですかね、それらはやっぱりそのテリトリーの2分団がしなければいけない。それやったら30名おられる中で、10人ずつ分けて、1分団から10人、2分団から10人、それから3分団から10人ということで、これは難しいこともあると思うんですよ、内部でね。だけど、安全安心という意味でそういうのもちょっと検討してもらってもいいんじゃないかなと、私は思っておるんです。きょうの消防運営委員会で幹部の人らにもこれ話してもなかなか難しいと思いますのでね、町としてもそのようなことで、そういうことをすることによってまた、こういうことはないと思いますけど、やっぱり親睦、1分団の人と3分団の人がそれこそ榛原へ一緒に行った、同じ釜の飯を1日でも食べてきたという人らが、同じようにその親睦を深めていけると。親睦が深めるかどうかは私は疑問ですけど。その方がおっしゃるのは、私は一理あるようにも思うんですが、町としてどのように思っておられるのかなということ。

委員長 小城町長。

町長 小野委員さんご心配いただきます関係等については、きょう1時からまた消防運営委員会がございます。いずれにいたしましても、これはもう消防団の関係、団長初め役員の方、あるいは各分団の関係ですね、そこで決めていただくものだと思っております。今一番心配されている関係等についても、仮に1分団が5月にこのあいだ行ってましたですね、あるいはまた2分団3分団、2月とかあるいは3月とかありますけれども、大体15名、だから30名のうちの10名か15名ぐらいしか参加できない。ただ、2分団は配慮して土・日・月か、金・土・日か、1日でも行ってもらえるやんかということも配慮されているようなことも考

えています。なかなかやっぱり日を決めてもなかなかすべて全員が行っていただくということはなかなかございませんから、そういう関係で、仮にそういう起こってはならないことが起こったときは、やっぱり各その1分団あるいは2分団、3分団の残っている方及び団長あるいは役員が、本団がやっぱり指揮をして、団長の下ですね、やっていただけると思っておりますので。昼1時からまたございますけども、そこでまたひとつご提案をいただいでですね、町としては団長初め役員あるいはまた各分団の関係の方の意見を決められたほうが、私はいいと思います。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、私のほうから1点。

先日、全員協議会で木田議員のほうから、幸前の新しくできた公民館を投票所にする事について、そこを投票所にして選挙が無効になるのではないかという疑問が出されたんですが、まず、その新しくできたところを投票所として使用するに当たって問題があるのかないのか、その点について確認をしておきたいと思います。 小城町長。

町 長 投票所がそこに代われるか代われないか、それは現場を見て判断をしていく。問題はやっぱり前の時も、生き生きプラザで変えましたと、今、あゆみの家の投票所のところを変えた。それもやっぱり総務委員会等十分諮って、やっぱりそういうものにかけては1年ほどはかかりますから、そういう点が、幸前の町から起こってるのかどうか知りませんが、木田さん自身が全体協議会でおっしゃること自体が、まだ何も別に誰と一人でもしゃべっていないわけですから、当然またそういう地域からそういう要望書があるのかないのかわかりませんが、やっぱりそういうものを審議する過程として、投票できるできない、無効であるとかそんなことは別としたかて、おっしゃってる方は、まあとにかくそこへ投票はわしは行かへんぞと、仮にそこ移ってもですよ、期日前投票するね

んともうはっきりおっしゃってますから。そういうことですから、事情が事情だと私は思っておりますので、そういう関係は、今現在の投票所を使わせていただくということで、昨日の厚生常任委員会にもはっきりと申し上げております。当然、またそういう変更になる場合は、そういうことであらかじめまた総務委員会でも諮ってまいりたいと思っております。

委員長

今、町長のほうからもおっしゃっていただきましたけども、当初全員協議会の段階では、新しくできた公民館のほうを投票所にされるということで町のほうも考えておられたようですが、今町長おっしゃいましたように、最終的に現段階では、旧来の公民館を投票所として使用するというので町のほうも考えておられるということで確認しておいていいですか。 小城町長。

町 長

そういうことがあったなかったに関わらずですよ、私はやっぱりそんな唐突に、もう7月の、予定では21日にもう参議院議員の選挙があるわけですから、10月には20日に町長選挙があるわけですから、そんなに早まって、それがええのか悪いのか、やっぱり委員会にも諮ってませんから、私はやっぱり当然そういうことを、事前にそういうことを言わんと、やっぱりその投票率が下がるとか上がるとかいろいろな問題もあろうと思いますし、ただそういうその噂は、それはあると思います。それは当然あると思います。しかしそういうことについては、そういうものが、当然やっぱり選挙区内からそういうことでこの投票所を変えてほしいとかいうことがあれば、それはまたあれですけども、そんな簡単に、はい、わかりました、もう変わりますと、そういうこととしてこれからまた周知徹底するといったら、なかなかそうは簡単には、この生き生きプラザするにしたって、小野議員あたりは、龍田の、ちょうど小吉田の関係のこっちのほうの区域の人投票に行かれるというのか、むこうで案内をどうするのかということをやっぱり言われとるわけですから、そこらを慎重に運んでいかんと、一部の者でこういうこと決めてしまうというのは、やっぱり投票所は、幸前の投票所の中でどの範囲になるの

か、そこらもやっぱり十分整理をしなかつたらいけないと思いますんで。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 事実関係としてね、町から幸前の自治会に、その新しく建った建物を投票所として使わせてほしいという申し入れされたんですか。

委員長 黒崎課長。

総務課長 町のほうから、新しい公民館につきまして、自治会長様のほうに、どのようにお考えであるかということのお伺いはいたしておりました。

嶋田委員 どのようにお考えですかというのは、投票所として使わせてほしいけどもどのようにお考えですかという質問ですか。

総務課長 はい、投票所として使うことについてと、どのようにお考えであるかということのお伺いをいたしておりました。

委員長 小野委員。

小野委員 そしたら今、町長言うてはるのもね、投票所のそれについて変わるんやからね、それやったらやっぱり総務委員会にまず変わるということをやっぱり一言言うておいてもらわな。せやから課長、それは先走ったことした。だからそういう話なるねん。

続けて。全協で、もう1点あの集会所について、あれはまったく個人的に建ててはるんだとか、あれは集会所やないという返事があるんやとかね。だけど聞いたら、補助金も出しておられるし、やはりあそこは幸前の集会所という位置付けで補助金も出しておられるんやと思うんです。だけど、今名前出てるからあれですけど、木田議員は、個人的に建てているようなね、その位置付けがわからんねんと。それからの話で、そういう訳のわからんと言うたら失礼やけど、訳のわからん、公共物でもな

いようなところで投票したら、投票のことについてもきてるみたいや。それで、そこから飛躍して、そんな選挙は無効になるのと違うんかということを言うてはりますねん。だからそれを整理せなあかんと思う。だからその第1番目に、あそこへ、もともとは幸前の広場という形で、開発公社で、いろいろな補償も絡めて、町は地権者から買い上げてくれたと思うんですが、そこへ集会所建てた建物、あれは町としてはどのように思っておられるんですか、位置付けされてるんですか。

委員長 小城町長。

町長 もともとその当時に総代さん来られて、山崎の酒屋さんが火事いったから、ある人に言われて、自治会長公民館もよう建てんのかということで町へ来られてですね、できたらあの土地をかうてくれというて、買わせていただいた。しかし、また逆に、あれは法隆寺領やと、幸前領やないというご意見が出てまいりまして、そしてまた、議会で一般質問されて、ああいうところ、公民館よりも子どもの集まる広場ということに変わってまいりました。そしてまた、こういう問題が起こってきた。また、その方は、厚生常任委員会では、わしはもうあんなん公民館反対やと、建てるの、ここで言わはったわけです。最終的にまた、認めますという、ここでまた言葉を直しておられるんですな。せやから、そういう点は自治会長もされてんねんからね、いつも申し上げるねんけども、前でも、幸前のまちのことは町さん知ってはりまっかということは、我々わかりません。だからあっちの収支決算見たかて、この20万か25万かその関係も、寄付金もうてまんねんけど明細は寄付金じゃないねんと、そんなんやったら町へ返したらええやないかと言うてまんねんと、こうおっしゃるけども、それは明らかに寄付としてもらわはったわけですから、業者から、幸前の大字がですね。まあ、そういうことですから、やっぱりその辺のところ、私、どうも、自分がもういっぺん確認をしてね、やっぱり自治会長もおられるねんから確認をして、明らかにそうなるのか、ここが投票所なるのかいうことを、無効になるとか無効ならんとかいう問題よりも投票所になるのかという。私は職員に怒ったんですけれ

ども、やっぱりそういうことを総務委員会等に当然かけていかないと、そんなもんかけていかないと議会軽視になっていくやないかと、当然こういう皆さん方が投票される場所ですから、場所を変えるとしたらそういうことも十分諮っていかんと、こんなもんなかなかそう簡単に、はい、わかりましたというわけにはいきませんよということを申し上げておるわけでございます。

委員長

位置付けの問題については、先日の厚生委員会でも。

(「集会所となったの。」と呼ぶ者あり。)

小野委員

当時のことについては、今町長が説明されたとおりで、私もその中におりましたし、いろいろなこともありますので、まあ、わかっているつもりなんです。ただ、こんなこと本来、担当の常任委員会へ振るってというのは、全協で言わはったことに対しては、もうそんな自分が質問したらええねやんかと、いつでもしたらええやんと簡単にそうして済ましてしまうというか、そうすべきかなとあの時点では思ったんですが、やはり全協ですので、そこで言うてはんのやったらその担当常任委員会でいろいろ姿勢を聞かせてもらって確定さそと。私はその時点では集会所に間違いはないんやと、せやけど木田議員は、そんな集会所ではないねんていうところから先ほど話したような出発で飛躍して、選挙の無効まで話すからね、まあ、これは大分整理しとかなあかんし、そこらのことをきちっと議会としても対応しといたほうがええんかなと思って、今、委員長に、その時点でも、厚生委員長にも、それから総務委員長にもお願いして、議長にもそういうことで全協の時、裁きをしてもらったんやけど。

先ほどの、まあちょっとそら課長、勇み足やでというのは、ちょっと今取り消します。やはり、ここへ提案する前に、内諾が得てんのかとかいうことね、地域のこともやはりある程度のこと内諾を得るというか、向こうの希望も聞いてもろて、ここでこういう具合にいきますっていうて提案してもらうんがやはり本筋かと思えますしね、いきなりそんな

勇み足やでっていうような意味のこと言いましたけど、自治会の役員さんらともいろんな意向調査もせん、なかなか進んでいかへんことやし、そこは弾力性をもってやってもらったら結構やと思いますねんけど。

ただ、財産として、あの今の建物、僕は見たことないねんけど、最近行ったことない。あれは町の財産として、何か集会所としての位置付けであるのかないのか、個人のもんでもないと私は思うんです、補助金もいってますから。ただ、木田議員は、地縁団体のあれを町は言ってるんやけど、そんなんする気持ちもないみたいやと、それはそこの自治会の認識ですからね、こちらは言われないうけど、位置付け、あの建物は地域の、そこの自治会の集会所ということで建設されているのかどうかということだけ、ちょっと確認してほしいんです。

委員長 乾総務部長。

総務部長 この幸前の新しい公民館につきましては、衛生処理場の設置に係る補償要望ということで、地元から要望が上がっておりました。町といたしましても、これを受けまして、町の地域集会所施設整備補助金を活用して、地元施工で建てていただいたところです。残りにつきましては補償金と、衛生処理場の設置に係る補償金という形で支出をさせていただいておりますので、当然これは地元の当然公民館であるということで、地元で維持管理もしていただいているという状況でございまして、そして、早く地縁団体を設立していただいで、地縁団体で登記をしていただくといい形では町としてはお願いをしているという状況でございまして。

小野委員 地元施工という言葉なんですがね、当然地元で施工して、補助金を、補償で裏打ちしてあるという、ほとんどそういうところやからね。やはりそれがもう全額こちらから補償と、それから補助金で書いてあったと思うから、やはり斑鳩町の集会所としての位置付けしてある、それによろしいんですね。何か今、地縁団体を云々という話をしているということは、地縁団体するかしないかは、地縁団体してない集会所たくさんあるでしょ、同じ形で。だから、私は他のところで地縁団体の設立で集会所

持ってるところはそれでそういう自治法変わってんからそれはやらんなあかんってことはいつも言ってるけどね、やってない、全部はね。だからほとんどそれでやってるところもあるし、その認識すらないと、私はその自治会、思ってるんですよ。だから、そういう発言をすることによって誤解を招かれてるんじゃないかなあとと思いますのでね。それはやっぱり元々税金を使ってる、補助金にしろ補償にしろ税金を使ってるんだと、だから斑鳩町のものだという、それでよろしいんでしょ。それが地縁団体を設立されたときには、公に町へ地縁団体のものだということにする、登記面はね。せやけどそれが建っている代金は、全額税金でしょ、じゃないんですか。

委員長 暫時休憩します。

(午後 0時37分 休憩)

(午後 0時40分 再開)

委員長 再開いたします。 乾総務部長。

総務部長 この新しい幸前公民館については、当然地元の集会所ということでございます。

委員長 この投票所としての使用については、今地元のほうでいろいろ話し合っていたら、ご質問があるかと思いますが、集会所を、どちらを使うにしても、投票所として使うことについて法的に問題はないということを確認をしておきたいというふうに思いますが、それでよろしいですね。

そうしましたら、この件につきましては、以上で終わります。

他に委員さん、特にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、その他につきましても、これで終わります。

それでは、継続審査案件について、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後 0時41分 閉会)